

卷 末 資 料

1 広島県防災会議条例

〔 昭和37年10月1日
 条例第38号 〕

沿革 令和4年3月22日条例第4号最終改正

広島県防災会議条例をここに公布する。

広島県防災会議条例

(趣 旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第15条第8項の規定に基づき広島県防災会議（以下「防災会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員及び専門委員)

第2条 法第15条第5項第5号から第8号までに規定する委員の定数の総数は、60人以内とする。

2 法第15条第5項第6号から第8号までに規定する委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前項の委員は、再任されることができる。

4 専門委員は、当該部門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(幹 事)

第3条 防災会議に幹事80人以内を置く。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、知事が任命する。

3 幹事は、防災会議の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

(部 会)

第4条 防災会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名するものがその職務を代理する。

(庶 務)

第5条 防災会議の庶務は、知事の定める機関において処理する。

(雑 則)

第6条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかって定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

2 防災会議の委員等の任命等に関する訓令

(附属機関の委員等の任命等に関する訓令抜粋)

昭和57年3月31日
広島県訓令第4号
本 庁
地 方 機 関

(広島県防災会議の委員の指名及び幹事の任命)

第1条の2 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第15条第5項第5号の規定により、危機管理監の事務を担当する副知事及び次に掲げる職にある者を広島県防災会議委員として指名する。

- 1 会計管理者
- 2 危機管理監
- 3 総務局長
- 4 地域政策局長
- 5 環境県民局長
- 6 健康福祉局長
- 7 商工労働局長
- 8 農林水産局長
- 9 土木建築局長
- 10 都市建築技術審議官
- 11 上下水道部長

2 広島県防災会議条例(昭和37年広島県条例第38号)第3条第2項の規定により、次に掲げる職にある者を幹事として任命する。

- 1 危機管理監
- 2 会計管理部会計総務課長
- 3 危機管理監危機管理課長
- 4 総務局総務課長
- 5 地域政策局地域政策総務課長
- 6 環境県民局環境県民総務課長
- 7 健康福祉局健康危機管理課長
- 8 商工労働局商工労働総務課長
- 9 農林水産局農林水産総務課長
- 10 土木建築局土木建築総務課長
- 11 土木建築局道路河川管理課長
- 12 土木建築局都市計画課長
- 13 上下水道部上下水道総務課長

3 広島県防災会議運営規程

(昭和38年2月28日制定)

(趣 旨)

第1条 この規程は、広島県防災会議条例（昭和37年広島県条例第38号）第6条の規定に基づき、広島県防災会議（以下「防災会議」という。）の議事その他防災会議の運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(会 議)

第2条 防災会議の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じ、随時開くものとする。

2 会議は、会長が招集し、議長となる。

3 会議の招集は、開催日時及び場所並びに付議事項を示して書面により通知するものとする。ただし、急施を要する場合は、この限りではない。

(定 足 数)

第3条 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(表 決)

第4条 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項の場合においては、議長は、委員として議決に加わる権利を有しない。

(委員の代理者)

第5条 委員は、やむをえない理由により会議に出席できないときは、その属する機関の職員のうちから代理者を選任し、その者を出席させることができる。

2 前項の代理者は、会議の議事の参与については、委員とみなす。

(専決処分)

第6条 会長において会議を招集する暇がないと認めるとき、その他やむを得ない理由により会議を招集することができないときは、会長は、会議が処理すべき事項について専決することができる。

2 会長は、前項の規定により専決したときは、次の会議に報告し、その承認を求めなければならない。

3 第1項に定める場合のほか、会長は、会議が処理すべき事項のうち軽易な事項について専決することができる。

附 則

この規定は、昭和38年2月28日から施行する。

4 広島県防災会議委員

会 長 広島県知事 横 田 美 香

委員74名(63機関)

法定区分	所属機関名	職名	所属機関の所在地	電話番号	FAX番号
第1号	中国四国管区警察局	局長	730-0012 広島市中区上八丁堀6-30 合同庁舎	082-228-6411	082-228-3920
	中国四国防衛局	局長	730-0012 広島市中区上八丁堀6-30 合同庁舎	082-223-7142	082-223-0336
	中国四国管区行政評価局	局長	730-0012 広島市中区上八丁堀6-30 合同庁舎	082-228-6173	082-228-4955
	中国総合通信局	局長	730-8795 広島市中区東白島町19-36	082-222-3398	082-221-0075
	中国財務局	局長	730-8520 広島市中区上八丁堀6-30 合同庁舎	082-221-9221	082-502-3688
	中国四国厚生局	局長	730-0012 広島市中区上八丁堀6-30 合同庁舎	082-223-8181	082-223-8155
	広島労働局	局長	730-8538 広島市中区上八丁堀6-30 合同庁舎	082-221-9243	082-221-9252
	中国四国農政局	局長	700-8532 岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎	086-224-4511	086-235-8115
	近畿中国森林管理局	局長	530-0042 大阪市北区天満橋1-8-75	06-6881-3407	06-6881-3415
	中国経済産業局	局長	730-8531 広島市中区上八丁堀6-30 合同庁舎	082-224-5615	082-224-5640
	中国四国産業保安監督部	部長	730-0012 広島市中区上八丁堀6-30 合同庁舎	082-224-5753	082-224-5650
	中国地方整備局	局長	730-8530 広島市中区上八丁堀6-30 合同庁舎	082-221-9231	082-227-2651
	中国運輸局	局長	730-8544 広島市中区上八丁堀6-30 合同庁舎	082-228-3434	082-227-9797
	大阪航空局広島空港事務所	所長	729-0416 三原市本郷町善入寺64-34	0848-86-8650	0848-86-8656
	広島地方気象台	台長	730-0012 広島市中区上八丁堀6-30 合同庁舎	082-223-3953	082-223-3968
	第六管区海上保安本部	本部長	734-8560 広島市南区宇品海岸3-10-17	082-251-5111	082-251-5185
	中国四国地方環境事務所	所長	700-0907 岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎	086-223-1577	086-224-2081
中国地方測量部	部長	730-0012 広島市中区上八丁堀6-30 合同庁舎	082-221-9743	082-221-4950	
第2号	陸上自衛隊第13旅団	旅団長	736-0053 安芸郡海田町寿町2-1	082-822-3101	082-822-3101
第3号	広島県教育委員会	教育長	730-8514 広島市中区基町9-42	082-513-4911	082-223-6341
第4号	広島県警察本部	本部長	730-8507 広島市中区基町9-42	082-228-0110	082-228-0009
第5号	広島県	副知事	730-8511 広島市中区基町10-52	082-228-2695	050-3156-3487
		会計管理者	730-8511 広島市中区基町10-52	082-513-2113	082-228-3302
		危機管理監	730-8511 広島市中区基町10-52	082-513-2786	082-227-2122
		総務局長	730-8511 広島市中区基町10-52	082-513-2211	050-3156-3479
		地域政策局長	730-8511 広島市中区基町10-52	082-513-2511	082-224-1977
		環境県民局長	730-8511 広島市中区基町10-52	082-513-2711	082-227-2549
		健康福祉局長	730-8511 広島市中区基町10-52	082-513-3030	082-511-6715
		商工労働局長	730-8511 広島市中区基町10-52	082-513-3311	082-223-6314
		農林水産局長	730-8511 広島市中区基町10-52	082-513-3511	082-223-3566
		土木建築局長	730-8511 広島市中区基町10-52	082-513-3811	082-223-3593
土木建築局都市建築技術審議官	730-8511 広島市中区基町10-52	082-513-4111	082-223-2397		
上下水道部長	730-8511 広島市中区基町10-52	082-513-4311	082-228-5670		
第6号	広島県市長会	広島県市長会長	730-0017 広島市中区鉄砲町4-1 広島県土地改良会館5階	082-223-6545	082-211-1882
	広島県町村会	広島県町村会長	730-0017 広島市中区鉄砲町4-1 広島県土地改良会館5階	082-221-3465	082-211-1882
	広島市消防局	広島市消防局長	730-0051 広島市中区大手町5-20-12	082-546-3411	082-247-1645
	福山市消防団	福山市消防団長	720-0825 福山市沖野上町5-13-8	084-928-1193	084-928-1220

法定区分	所属機関名	職名	所属機関の所在地	電話番号	FAX番号
第7号	独立行政法人国立病院機構 中国四国グループ	総括長	739-0041 東広島市西条町寺家513	082-493-6606	082-493-6616
	日本銀行広島支店	支店長	730-0011 広島市中区基町8-17	082-227-4100	082-502-0165
	日本赤十字社広島県支部	事務局長	730-0052 広島市中区千田町2-5-64	082-545-5111	082-240-2741
	日本放送協会 広島放送局	局長	730-0051 広島市中区大手町2-11-10	082-504-5282	082-504-5286
	西日本高速道路㈱中国支社	支社長	731-0103 広島市安佐南区緑井2-26-1	082-831-4453	082-831-4576
	西日本旅客鉄道株式会社 中国統括本部	執行役員 中国統括本部長	732-0056 広島市東区上大須賀町15-20	082-261-8873	082-264-3548
	西日本電信電話㈱中国支店	支店長	730-8502 広島市中区基町6-77	082-511-1377	-
	日本郵便株式会社中国支社	経営管理本部長 営管理本部長	730-8797 広島市中区東白島町19-8	082-224-5112	082-228-1434
	日本通運㈱広島支店	広島支店長	732-0804 広島市南区西蟹屋3-2-1	082-261-1187	082-263-6081
	中国電力㈱	地域共創本部長 地域総括本部長	730-8701 広島市中区小町4-33	082-544-2764	082-544-2847
	㈱NTTドコモ中国支社	ネットワーク室 ネットワーク室長	730-8566 広島市中区大手町4-1-8	082-544-1910	082-544-2366
	広島ガス㈱	取締役常務執行役員 取締役常務執行役員	734-8555 広島市南区皆実町2-7-1	082-251-6289	082-253-2066
	広島電鉄㈱	常務取締役	730-8610 広島市中区東千田町2-9-29	082-242-3521	082-242-3592
	福山通運㈱	代表取締役社長	721-0974 福山市東深津町4-20-1	084-924-2000	084-931-4865
	瀬戸内海汽船㈱	常務取締役	734-8515 広島市南区宇品海岸1-13-13	082-255-3342	082-505-0134
	㈱中国放送	執行役員 報道制作局長	730-0011 広島市中区基町21-3	082-222-1114	082-222-1186
	広島県厚生農業協同組合 連合会	常務理事	730-0051 広島市中区大手町3-13-18	082-241-0695	082-245-0487
	一般社団法人広島県医師会	常任理事	732-0057 広島市東区二葉の里3-2-3	082-568-1511	082-568-2112
広島国際空港株式会社	代表取締役社長	729-0416 三原市本郷町善入寺64-31	0848-86-8172	0848-86-8161	
第8号	広島県議会	議員	730-8509 広島市中区基町10-52	082-513-4721	082-223-6320
	広島県議会	議員	730-8509 広島市中区基町10-52	082-513-4721	082-223-6320
	広島市自主防災会連合会	会長	730-0051 広島市中区大手町5-20-12	082-546-3476	082-249-1160
	広島県女性防火クラブ 連絡協議会	会長	731-0113 広島市中区基町10-52	082-513-2790	082-227-2122
	広島県社会福祉協議会	総務部長	732-0816 広島市南区比治山本町12-2	082-254-3411	082-252-2133
	広島市防災士ネットワーク		739-1732 広島市安佐北区落合南3-6-1	-	082-843-5444
	広島県地域女性団体 連絡の協働	会長	730-0051 広島市中区大手町1-2-1 おりづるタワー10階	082-245-7725	082-245-0064
	広島県の男女共同参画 推進会議	会長	734-0036 広島市中区大町1-2-1 おりづるタワー10階 エアール広島内	-	-
	公益財団法人 広島県男女共同参画財団	理事長	730-0051 広島市中区大手町1-2-1 おりづるタワー10階	082-242-5262	082-240-5441
	広島県地域包括・在宅介護 支援センター協議会	副会長	732-0816 広島市南区比治山本町12-2	082-254-3416	082-256-2228
	一般社団法人 広島県保育連盟連合会	副会長	730-8511 広島市中区基町10-52 広島県健康福祉局安心保育推進課内	082-221-1563	-
	公益財団法人 広島県私立幼稚園連盟	副理事長	732-0052 広島市東区光町1-15-21 広島ガーデンバリス4階	082-259-3567	082-259-3570
	広島県PTA連合会	副会長	732-0052 広島市東区光町2-9-14	082-262-1600	082-262-1602
	広島県看護協会	会長	730-0803 広島市中区広瀬北町9-2	082-293-3362	082-295-5361
	広島県女性薬剤師会	会長	732-0057 広島市東区二葉の里3-2-1 広島県薬剤師会館内	-	-
	日本防災士会広島県支部	副支部長	-	-	-
	広島大学	教授	739-8521 広島県東広島市鏡山1-7-1	-	-
	県立広島大学	教授	723-0053 広島県三原市学園町1-1	-	-

5 広島県防災会議幹事

幹事71名(59機関)

所属機関名	職名	所属機関の所在地	電話番号	FAX番号
中国四国管区警察局	災害対策官	730-0012 広島市中区上八丁堀6-30 合同庁舎	082-228-6411	082-228-3920
中国四国防衛局	地方調整課長	730-0012 広島市中区上八丁堀6-30 合同庁舎	082-223-7142	082-223-0336
中国四国管区行政評価局	行政相談課長	730-0012 広島市中区上八丁堀6-30 合同庁舎	082-228-6173	082-228-4955
中国総合通信局	防災対策推進室長	730-8795 広島市中区東白島町19-36	082-222-3398	082-221-0075
中国財務局	総務課長	730-8520 広島市中区上八丁堀6-30 合同庁舎	082-221-9221	082-502-3688
中国四国厚生局	企画調整課長	730-0012 広島市中区上八丁堀6-30 合同庁舎	082-223-8181	082-223-8155
広島労働局	健康安全課長	730-8538 広島市中区上八丁堀6-30 合同庁舎	082-221-9243	082-221-9252
中国四国農政局	地方参事官(広島県担当)	730-0012 広島市中区上八丁堀6-30 合同庁舎	082-228-5840	082-228-5817
近畿中国森林管理局	広島森林管理署長	730-0822 広島市中区吉島東3-2-51	082-247-2201	082-247-5822
中国経済産業局	参事官(広報・防災担当)	730-8531 広島市中区上八丁堀6-30 合同庁舎	082-224-5615	082-224-5640
中国四国産業保安監督部	管理課長	730-0012 広島市中区上八丁堀6-30 合同庁舎	082-224-5753	082-224-5650
中国地方整備局	防災室長	730-8530 広島市中区上八丁堀6-30 合同庁舎	082-221-9231	082-227-2651
	港湾危機管理官	730-0004 広島市中区東白島町14-15 NTTビル 白島ビル13F	082-511-3909	082-511-3910
中国運輸局	安全防災・危機管理課長	730-8544 広島市中区上八丁堀6-30 合同庁舎	082-228-3434	082-227-9797
大阪航空局広島空港事務所	総務課長	729-0416 三原市本郷町善入寺64-34	0848-86-8650	0848-86-8656
広島地方気象台	防災管理官	730-0012 広島市中区上八丁堀6-30 合同庁舎	082-223-3953	082-223-3968
第六管区海上保安本部	警備救難部環境防災課長	734-8560 広島市南区宇品海岸3-10-17	082-251-5111	082-251-5185
中国四国地方環境事務所	総務課長	700-0907 岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎	086-223-1577	086-224-2081
中国地方測量部	防災・地理空間情報管理官	730-0012 広島市中区上八丁堀6-30 合同庁舎	082-221-9743	082-221-4950
陸上自衛隊第13旅団	司令部第3部長	736-0053 安芸郡海田町寿町2-1	082-822-3101	082-822-3101
広島県教育委員会	総務課長	730-8514 広島市中区基町9-42	082-513-4911	082-223-6341
広島県警察本部	警備部危機管理課長	730-8507 広島市中区基町9-42	082-228-0110	082-228-0009
広島県		730-8511 広島市中区基町10-52	082-228-2695	050-3156-3487
	会計管理部会計総務課長	730-8511 広島市中区基町10-52	082-513-2113	082-228-3302
	危機管理監危機管理課長	730-8511 広島市中区基町10-52	082-513-2786	082-227-2122
	総務局総務課長	730-8511 広島市中区基町10-52	082-513-2211	050-3156-3479
	地域政策局地域政策総務課長	730-8511 広島市中区基町10-52	082-513-2511	082-224-1977
	環境県民局環境県民総務課長	730-8511 広島市中区基町10-52	082-513-2711	082-227-2549
	健康福祉局健康危機管理課長	730-8511 広島市中区基町10-52	082-513-3030	082-511-6715
	商工労働局商工労働総務課長	730-8511 広島市中区基町10-52	082-513-3311	082-223-6314
	農林水産局農林水産総務課長	730-8511 広島市中区基町10-52	082-513-3511	082-223-3566
	土木建築局土木建築総務課長	730-8511 広島市中区基町10-52	082-513-3811	082-223-3593
	土木建築局道路河川管理課長	730-8511 広島市中区基町10-52	082-513-3923	082-227-2206
土木建築局都市計画課長	730-8511 広島市中区基町10-52	082-513-4111	082-223-2397	
上下水道部上下水道総務課長	730-8511 広島市中区基町10-52	082-513-4311	082-228-5670	
広島県市長会	事務局長	730-0017 広島市中区鉄砲町4-1 広島県土地改良会館5階	082-223-6545	082-211-1882
広島県町村会			082-221-3465	
広島市消防局	総務課長	730-0051 広島市中区大手町5-20-12	082-546-3411	082-247-1645
福山市消防団	副団長	720-0825 福山市沖野上町5-13-8	084-928-1193	084-928-1220
独立行政法人国立病院機構 中国四国グループ	参事(人事担当)	739-0041 東広島市西条町寺家513	082-493-6606	082-493-6616
日本銀行広島支店	次長	730-0011 広島市中区基町8-17	082-227-4100	082-502-0165
日本赤十字社広島県支部	事業推進課長	730-0052 広島市中区千田町2-5-64	082-545-5111	082-240-2741
日本放送協会広島放送局	コンテンツセンター長	730-0051 広島市中区大手町2-11-10	082-504-5210	082-504-5320
西日本高速道路株式会社中国支社	広島高速道路事務所長	731-0103 広島市安佐南区緑井2-26-1	082-831-4453	082-831-4576
西日本旅客鉄道株式会社 中国統括本部	経営企画部課長	732-0056 広島市東区上大須賀町15-20	082-261-8873	082-264-3548
西日本電信電話株式会社広島支店	災害対策室室長	734-0004 広島市南区宇品神田3-12-11	082-505-4757	082-250-7466
日本郵便株式会社中国支社	経営管理本部 経営管理部担当部長	730-8797 広島市中区東白島町19-8	082-224-5112	082-228-1434
日本通運株式会社広島支店	次長	732-0804 広島市南区西蟹屋3-2-1	082-261-1187	082-263-6081
中国電力株式会社	地域共創本部 防災グループマネージャー	730-8701 広島市中区小町4-33	082-544-2764	082-544-2847
株式会社NTTコム中国支社	ネットワーク部災害対策担当課長	730-8566 広島市中区大手町4-1-8	082-544-1910	082-544-2366
広島ガス株式会社	導管事業部 供給設備部防災推進グループ	734-8555 広島市南区皆実町2-7-1	082-252-4078	082-252-3152
広島電鉄株式会社	総務部長	730-8610 広島市中区東千田町2-9-29	082-242-3521	082-242-3592
福山通運株式会社	総務部長	721-0974 福山市東深津町4-20-1	084-924-2000	084-931-4865
瀬戸内海汽船株式会社	船舶業務部長	734-8515 広島市南区宇品海岸1-13-13	082-255-3342	082-505-0134
株式会社中国放送	報道制作局報道制作センター ニュース担当部長	730-0011 広島市中区基町21-3	082-222-1171	082-228-7699
広島県厚生農業協同組合連合会	総務課長	730-0051 広島市中区大手町3-13-18	082-241-0695	082-245-0487
一般社団法人広島県医師会	事務局長	732-0057 広島市東区二葉の里3-2-3	082-568-1511	082-568-2112
広島国際空港株式会社	安全・保安推進室室長	729-0416 三原市本郷町善入寺64-31	0848-86-8172	0848-86-8161

所属機関名	職名	所属機関の所在地	電話番号	FAX番号
広島市自主防災会連合会	会長	730-0051 広島市中区大手町5-20-12	082-546-3476	082-249-1160
広島県女性防火クラブ会 連絡協議会	会長	731-0113 広島市中区基町10-52	082-513-2790	082-227-2122
広島県社会福祉協議会	総務企画課長	732-0816 広島市南区比治山本町12-2	082-254-3411	082-252-2133
広島市防災士ネットワーク	代表世話人	734-0036 広島市中区大手町1-2-1 おりづるタワー10階 エゾール広島内	-	-
広島県地域女性団体 連絡協議会	事務局長	730-0051 広島市中区大手町1-2-1 おりづるタワー10階	082-242-5262	082-240-5441
広島県の男女共同参画 推進のための会	書記	732-0816 広島市南区比治山本町12-2	082-254-3416	082-256-2228
広島県男女共同参画財団 広島県健康福祉局安心保育推進課内	事務局長	730-8511 広島市中区基町10-52 広島県健康福祉局安心保育推進課内	082-221-1563	-
広島県地域包括・在宅介護 支援センター協議会		732-0052 広島市東区光町1-15-21 広島ガーデンパレス4階	082-259-3567	082-259-3570
広島県一般社団法人 保育連盟	事務局長	732-0052 広島市東区光町2-9-14	082-262-1600	082-262-1602
広島県公益財団法人 私立幼稚園連盟	事務局長	730-0803 広島市中区広瀬北町9-2	082-293-3362	082-295-5361
広島県PTA連合会	事務局長	732-0057 広島市東区二葉の里3-2-1 広島県薬剤師会館内	-	-
広島県公益社団法人 看護協会	事務局長	739-8521 広島県東広島市鏡山1-7-1	-	-
広島県女性薬剤師会	副会長	723-0053 広島県三原市学園町1-1	-	-
日本防災士会広島県支部	事務局長	-	-	-

6 広島県指定地方公共機関一覧

昭和37年12月11日 県告示第887号
 昭和50年 2月25日 県告示第 58号
 昭和56年 3月17日 県告示第253号
 昭和58年 4月28日 県告示第483号
 昭和63年 1月25日 県告示第 61号
 平成19年 3月 1日 県告示第193号
 平成19年 3月 1日 県告示第194号
 平成25年10月 3日 県告示第746号
 平成25年12月 2日 県告示第880号
 令和 8年 3月 5日 県告示第205号

番号	機 関 名	郵便番号	機 関 所 在 地	電話番号
1	広島ガス(株)	734-8555	広島市南区皆実町2-7-1	082-251-2151
2	福山瓦斯(株)	721-8601	福山市南手城町2-26-1	084-931-3111
3	広島電鉄(株)	730-8610	広島市中区東千田町2-9-29	082-242-3521
4	備北交通(株)	727-0011	庄原市東本町3-11-16	0824-72-2122
5	(株)中国バス	720-0824	福山市多治米町6-12-31	084-953-5391
6	芸陽バス(株)	739-0043	東広島市西条西本町21-39	082-424-4721
7	西鉄運輸(株)	731-5107	広島市佐伯区石内1-16-1	082-941-2114
8	山陽トラック(株)	723-0046	三原市明神5-2-1	0848-64-7238
9	双葉運輸(株)	733-0854	広島市西区山田町539番地	082-507-0581
10	たをの海運(株)	734-0011	広島市南区宇品海岸2-15-17	082-251-5331
11	瀬戸内海汽船(株)	734-8515	広島市南区宇品海岸1-13-13	082-255-3342
12	マツダロジスティクス(株)	734-0032	広島市南区楠那町3-19	082-251-3251
13	(株)中国放送	730-0011	広島市中区基町21-3	082-222-1141
14	広島テレビ放送(株)	732-8575	広島市東区二葉の里3-5-4	082-207-0424
15	広島県厚生農業協同組合連合会	730-0051	広島市中区大手町3-13-18	082-241-0695
16	社会福祉法人恩賜財団 済生会支部広島県済生会	731-4311	安芸郡坂町北新地2-3-10	082-884-2566
17	一般社団法人広島県医師会	732-0057	広島市東区二葉の里3-2-3	082-568-1511
18	(株)広島ホームテレビ	730-8552	広島市中区白島北町19-2	082-221-7111
19	(株)テレビ新広島	734-8585	広島市南区出汐2-3-19	082-256-2200
20	広島エフエム(株)	734-0007	広島市南区皆実町1-8-2	082-251-2200
21	広島国際空港(株)	729-0416	三原市本郷町善入寺64-31	0848-86-8172

7 防災関係機関の防災事務担当部署

(1) 広島県防災会議構成機関, 指定地方公共機関及び公共金融機関

所属機関名	防災担当部課名等	係名等	電話番号	FAX番号
中国四国管区警察局	総務監察・広域調整部 災害対策官	災害対策係	082-228-6411	082-228-3920
中国四国防衛局	企画部地方調整課	—	082-223-7142	082-223-0336
中国四国管区行政評価局	総務行政相談部 行政相談課	—	082-228-6173	082-228-4955
中国総合通信局	防災対策推進室	—	082-222-3398	082-221-0075
中国財務局	総務部総務課	—	082-221-9221	082-502-3688
中国四国厚生局	総務課	—	082-223-8181	082-223-8155
広島労働局	労働基準部健康安全課	—	082-221-9243	082-221-9252
中国四国農政局 広島県拠点	地方参事官室	—	082-228-9676	082-228-5817
近畿中国森林管理局				
広島森林管理署	総務グループ	—	082-247-2201	082-247-5822
広島北部森林管理署	総務グループ	—	0824-62-2155	0824-62-2156
中国経済産業局	総務企画部総務課	—	082-224-5615	082-224-5640
中国四国産業保安監督部	管理課	—	082-224-5753	082-224-5650
中国地方整備局				
企画部	防災室	—	082-221-9231	082-227-2651
広島港湾・空港整備事務所	総務課	—	082-254-6411	082-505-0107
中国運輸局	総務部安全防災・危機 管理課	—	082-228-3439	082-227-9797
大阪航空局 広島空港事務所	総務課	—	0848-86-8650	0848-86-8656
広島地方气象台	—	—	082-223-3953	082-223-3968
第六管区海上保安本部	警備救難部環境防災課	第一災害対策係	082-251-5111 (内線 3315)	082-251-5185
中国四国地方環境事務所	総務課	—	086-223-1577	086-224-2081
陸上自衛隊第13旅団	司令部第3部	防衛班	082-822-3101 (内線 2412)	082-822-3101 (内線 2457)
海上自衛隊呉地方総監部	防衛部第3幕僚室	防災主任	0823-22-5511 (内線 2823)	0823-22-5692

所属機関名	防災担当部課名等	係名等	電話番号	FAX番号
広島県教育委員会	管理部総務課	総務係	082-513-4911	082-223-6341
広島県警察本部	警備部危機管理課	—	082-228-0110 (内線 5781)	082-228-0009
広島県	会計管理部 会計総務課	総務グループ	082-513-2113	082-228-3302
	危機管理監 危機管理課	危機対策グループ	082-513-2786	082-227-2122
	総務局 総務課	総務グループ	082-513-2211	050-3156-3479
	地域政策局 地域政策総務課	総務グループ	082-513-2511	082-224-1977
	環境県民局 環境県民総務課	総務グループ	082-513-2711	082-227-2549
	健康福祉局 健康危機管理課	健康危機管理 体制整備グループ	082-513-3030	082-511-6715
	商工労働局 商工労働総務課	総務グループ	082-513-3311	082-223-6314
	農林水産局 農林水産総務課	総務グループ	082-513-3511	082-223-3566
	土木建築局 土木建築総務課	総務グループ	082-513-3811	082-223-3593
	土木建築局 道路河川管理課	河川砂防管理グループ	082-513-3923	082-227-2206
	土木建築局 河川課	河川企画グループ	082-513-3929	082-227-2206
	土木建築局 砂防課	砂防企画グループ	082-513-3942	082-223-2443
	土木建築局 都市計画課	都市総務グループ	082-513-4111	082-223-2397
上下水道部 上下水道総務課	総務グループ	082-513-4311	082-228-5670	

所属機関名		防災担当部課名等	係名等	電話番号	FAX番号
広島県市長会		事務局	—	082-223-6545	082-211-1882
広島県町村会		事務局	—	082-221-3465	082-211-1882
日本銀行広島支店		文書課	—	082-227-4100	082-502-0165
日本赤十字社広島県支部		事業推進課	—	082-545-5111	082-240-2741
日本放送協会 広島放送局		コンテンツセンター (取材)	—	082-504-5210	082-504-5320
西日本高速道路(株) 中国支社		保全サービス事業部	保全サービス統括課	082-831-4453	082-831-4576
西日本旅客鉄道(株)	中国統括本部	施設部	—	082-261-2143	082-261-1258
	新幹線鉄道事業本部	広島新幹線 土木技術センター	—	082-263-3115	082-263-3116
		岡山新幹線 土木技術センター	—	086-225-7012	086-223-4995
N T T 西日本(株) 中国支店		災害対策室	—	082-226-2127	—
日本郵便(株)中国支社		経営管理本部 経営管理部	企画担当	082-224-5112	082-228-1434
日本通運(株)広島支店		業務推進	—	082-261-1187	082-263-6081
中国電力(株)		地域共創本部	防災グループ	082-544-2764	082-544-2847
(株) N T T ドコモ 中国支社		災害対策室	—	082-544-1910	082-544-2366
広島ガス(株)		総務部	総務グループ	082-252-3001	082-253-3117
		供給設備部	防災推進グループ	082-252-4078	082-252-3152
福山ガス(株)		供給部	—	084-931-3111	084-923-1171
広島電鉄(株)		総務部 総務課	—	082-242-3521	082-242-3592
備北交通(株)		総務課	—	0824-72-2122	0824-72-5607
(株) 中国バス		総務課	—	084-953-5391	084-953-5390
芸陽バス(株)		総務課	—	082-424-4721	082-424-4724
西鉄運輸(株)広島支店		総務課	—	082-941-2114	082-941-5524
山陽トラック(株)		総務課	—	0848-64-7238	0848-64-0408
福山通運(株)		総務課	—	084-924-2000	084-931-4865

所属機関名		防災担当部課名等	係名等	電話番号	FAX番号
双葉運輸(株)本社		—	—	082-507-0555	082-507-0558
たをの海運(株)		総務部	—	082-251-5331	082-252-2500
瀬戸内海汽船(株)		運航管理	—	082-255-3342	082-505-0134
マツダロジスティクス(株)		総務部	—	082-251-3251	082-255-1623
広島国際空港(株)		安全・保安推進室	—	0848-86-8172	0848-60-8102
(株)中国放送		総務局総務部	—	082-222-1112	082-222-1131
広島テレビ放送(株)		総務人事部	—	082-207-0424	082-567-8618
広島県厚生農業協同組合連合会		総務部総務課	—	082-241-0695	082-245-0487
社会福祉法人恩賜財団済生会支部広島県済生会		事務部総務課	—	082-884-2566	082-820-1746
一般社団法人広島県医師会		事務局	—	082-568-1511	082-568-2112
独立行政法人国立病院機構中国四国グループ		人事担当部門	総務係	082-493-6606	082-493-6616
(株)広島ホームテレビ		総務部	—	082-221-4963	082-221-4905
(株)テレビ新広島		企画総務局総務部	—	082-256-2200	082-253-1203
広島エフエム放送(株)		管理部	—	082-251-2200	082-255-6633
(株)日本政策金融公庫	広島支店	総括室	—	082-244-2231	082-242-1546
	呉支店	総務課	—	0823-24-2600	0823-21-5462
	尾道支店	総務課	—	0848-22-6111	0848-22-7004
	福山支店	総務課	—	084-922-6550	084-932-2083
独立行政法人住宅金融支援機構中国支店		営業推進グループ	—	082-221-8654	082-227-4196
		総務課	—	082-221-8694	082-223-1621
(株)日本政策金融公庫広島支店(中小企業事業)		融資総括	—	082-247-9151	082-241-1805

(2) 市町・消防本部(局)

令和8年4月1日現在

No.	市町名	衛星通信番号	NTT電話番号 (代表電話)	NTTファクシミリ	No.	市町名	衛星通信番号	NTT電話番号 (代表電話)	NTTファクシミリ
1	広島市	7-7-201-81-5727	082-504-2356	082-504-2802	13	安芸高田市	7-7-381-423	0826-42-5625 0826-42-2111	0826-42-4376
2	呉市	7-7-202-112	0823-25-3326	0823-25-0315	14	江田島市	7-7-328-4311	0823-43-1633	0823-57-4435
3	竹原市	7-7-203-598	0846-22-2283 0846-22-2270	0846-22-8579	15	府中町	7-7-302-402	082-286-3242 082-286-3111	082-286-3126
4	三原市	7-7-204-2000	0848-67-6066 0848-64-2111	0848-67-6164	16	海田町	7-7-304-3231	082-823-9208 082-822-2121	082-823-7927
5	尾道市	7-7-205-290	0848-38-9216	0848-37-2740	17	熊野町	7-7-307-363	082-820-5631	082-854-8009
6	福山市	7-7-207-2089	084-928-1228 084-921-2111	084-926-0845	18	坂町	7-7-309-281	082-820-1540 082-820-1500	082-820-1522
7	府中市	7-7-208-225	0847-44-9119 0847-44-9099	0847-46-3450	19	安芸太田町	7-7-363-106	0826-28-2111	0826-28-1622
8	三次市	7-7-209-596	0824-62-6116 0824-62-6111	0824-62-2951	20	北広島町	7-7-366-2121	0826-72-7355 0826-72-2111	0826-72-5242
9	庄原市	7-7-210-2020	0824-73-1206 0824-73-1111	0824-72-3322	21	大崎上島町	7-7-428-122	0846-65-3111	0846-65-3198
10	大竹市	7-7-211-355	0827-59-2119 0827-59-2111	0827-57-7130	22	世羅町	7-7-461-216	0847-22-1111	0847-22-2768
11	東広島市	7-7-212-198	082-420-0400 082-422-2111	082-422-4021	23	神石高原町	7-7-544-123	0847-89-3330	0847-85-3394
12	廿日市市	7-7-213-1341	0829-30-9102 0829-20-0001	0829-32-1075					
①	広島市消防	7-7-701-71391	082-546-3456	082-249-1160	⑨	府中町消防	7-7-606-722	082-286-3119	082-288-6337
②	呉市消防	7-7-623-384	0823-26-0119	0823-26-0309	⑩	北広島町消防	7-7-619-17	0826-72-0119	0826-72-7172
③	三原市消防	7-7-610-2931	0848-62-2101	0848-62-5119	⑪	備北地区消防	7-7-609-143	0824-63-1191	0824-63-3446
④	大竹市消防	7-7-616-201	0827-54-0119	0827-53-2928	⑫	尾道市消防	7-7-611-511	0848-55-9211	0848-55-9130
⑤	東広島市消防	7-7-621-88391	082-422-0119	082-423-8243	⑬	福山地区消防	7-7-614-1506	084-928-1190 084-928-1194	084-921-9357 084-928-1220
⑥	廿日市市消防	7-7-617-911	0829-32-8111	0829-31-2739 0829-32-4119					
⑦	安芸高田市消防	7-7-608-713	0826-42-0931	0826-42-0877					
⑧	江田島市消防	7-7-622-233	0823-40-0119	0823-42-1965					

(注) 1 衛星通信局の内線番号(7-7-〇〇〇-内線番号)は、防災担当(概ね総務課)のみ記載している。

その他の内線番号及びFAX番号については、電話番号簿を参照すること。

2 広島市は、総務課の番号、広島市消防は代表番号及び警防課指令係の番号である。

8 広島県災害対策本部条例

〔昭和37年10月1日〕
条例第39号

広島県災害対策本部条例をここに公布する。

広島県災害対策本部条例

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第8項の規定に基づき同条第1項の規定により設置する広島県災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(災害対策本部長等の職務)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を補佐し、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(災害対策本部)

第3条 災害対策本部長は、必要があると認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(雑則)

第5条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成8年7月5日条例第14号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年10月10日条例第52号）

この条例は、公布の日から施行する。

9 広島県防災対策基本条例

〔平成21年3月24日〕
 条例第1号

広島県防災対策基本条例をここに公布する。

広島県防災対策基本条例

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十条）

第二章 災害予防対策

第一節 県民の役割（第十一条—第十五条）

第二節 事業者の役割（第十六条）

第三節 自主防災組織の役割（第十七条—第二十一条）

第四節 県及び市町等の役割（第二十二条—第三十八条）

第三章 災害応急対策

第一節 県民の役割（第三十九条・第四十条）

第二節 事業者の役割（第四十一条・第四十二条）

第三節 自主防災組織の役割（第四十三条）

第四節 災害ボランティアの役割（第四十四条）

第五節 県及び市町等の役割（第四十五条—第四十九条）

第四章 復旧及び復興対策

第一節 県民の役割（第五十条）

第二節 事業者の役割（第五十一条・第五十二条）

第三節 自主防災組織の役割（第五十三条）

第四節 災害ボランティアの役割（第五十四条）

第五節 県及び市町の役割（第五十五条）

附則

災害から生命、身体や財産を守り、安心して安全に暮らすことは、わたしたちの共通の願いである。

しかし、近年、大規模な地震発生の切迫性が高まっており、また、地球温暖化に伴う気候変動による大雨の頻発や台風の大型化などによる災害の激甚化、更に少子高齢化の進行等による地域における防災力の低下が懸念されている。

特に、全国で最多の土砂災害警戒区域等を有する本県においては、ひとたび災害が起これば、その被害は甚大なものとなることも想定される。

このような被害を軽減するため、県、市町等が、災害対策基本法及び地域防災計画等に基づき、積極的に防災対策を推進していく中で、より一層被害の軽減を図るためには、県、市

町等が県民の生命、身体及び財産を守るために行う「公助」に加え、自らの身は自ら守る「自助」や地域の住民が互いに助け合い地域の安全を確保する「共助」の取組が不可欠である。

ここに、わたしたちは、県民、事業者、自主防災組織、災害ボランティア、県、市町等それぞれが自らの役割を認識し、相互に連携して防災対策を実施することにより、災害を未然に防止し、災害発生時の被害が最小限にとどめられるよう社会全体で減災に取り組む「防災協働社会」を構築し、県民が安心して安全に暮らせる地域社会を実現するため、この条例を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、防災対策に関し、基本理念を定め、災害予防対策、災害応急対策並びに復旧及び復興対策における県民、事業者、自主防災組織、災害ボランティア、県及び市町の役割又は責務を明らかにすることにより、防災協働社会の構築に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象により生ずる被害をいう。
- 二 防災 災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、並びに災害の復旧及び復興を図ることをいう。
- 三 防災対策 防災のために行う対策をいう。
- 四 自主防災組織 地域住民が自主的に連帯し、防災に関する活動を行う組織をいう。
- 五 要配慮者 高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人その他の特に配慮を要する者をいう。
- 六 避難行動要支援者 要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であつて、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものをいう。
- 七 災害ボランティア 災害発生後において、被災者の生活支援等の災害救援活動を行う個人又は団体をいう。
- 八 避難情報 高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保をいう。

(基本理念)

第三条 防災対策は、県民が自らの身は自ら守る自助、地域の住民が互いに助け合い地域の安全を確保する共助、県、市町等が県民の生命、身体及び財産を守るために行う公助を基本として、県民、事業者、自主防災組織、災害ボランティア、県、市町等が、男女双方の視点、要配慮者への支援等に配慮しながら、それぞれの役割を果たすとともに、相互に連携し、及び協働して行われなければならない。

(県民の役割)

第四条 県民は、基本理念にのっとり、自ら防災対策を行うとともに、地域において相互に連携し、及び協力して防災対策を行うよう努めるものとする。

2 県民は、基本理念にのっとり、県及び市町が実施する防災対策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第五条 事業者は、基本理念にのっとり、来所者、従業者及び地域住民の安全を確保するとともに、事業を継続することができる体制を整備するよう努めるものとする。

2 事業者は、基本理念にのっとり、自主防災組織等が行う防災に関する活動並びに県及び市町が実施する防災対策に協力するよう努めるものとする。

(自主防災組織の役割)

第六条 自主防災組織は、基本理念にのっとり、地域における防災に関する活動を実施するよう努めるものとする。

2 自主防災組織は、基本理念にのっとり、県及び市町が実施する防災対策に協力するよう努めるものとする。

(災害ボランティアの役割)

第七条 災害ボランティアは、基本理念にのっとり、災害応急対策並びに復旧及び復興対策が効果的に実施されるよう、災害ボランティアの活動の支援を目的としている団体、自主防災組織、県、市町等と連携し、被災者の求めに応じたきめ細かな支援に努めるものとする。

(市町の役割)

第八条 市町は、基本理念にのっとり、基礎的な地方公共団体として、住民の生命、身体及び財産を災害から守るため、自主防災組織及び国、県その他の関係機関と連携し、防災対策の推進に努めるものとする。

(県の責務)

第九条 県は、基本理念にのっとり、県民の生命、身体及び財産を災害から守るため、国、市町その他の関係機関と連携し、防災対策を総合的かつ計画的に推進するとともに、県民、事業者、自主防災組織、災害ボランティア及び市町が実施する防災対策への支援に努めるものとする。

2 県は、災害に関する調査及び研究を行い、その成果を公表するとともに、防災対策に反映させるものとする。

(ひろしま防災の日及びひろしま防災月間)

第十条 県民の防災意識の高揚及び防災対策の一層の推進を図るため、ひろしま防災の日及びひろしま防災月間を設ける。

2 ひろしま防災の日は、六月二十九日とし、ひろしま防災月間は、六月とする。

第二章 災害予防対策

第一節 県民の役割

(防災知識の習得等)

第十一条 県民は、防災に関する訓練及び研修への積極的な参加に努めるとともに、災害の発生原因となる自然現象（以下この章において「災害発生現象」という。）の特徴、予測される被害及び必要な備え並びに災害発生時等にとるべき行動に関する知識の習得に努めるものとする。

2 県民は、自らが生活する地域について、地形、地質、過去の災害記録、予測される被害等災害に関する情報（以下この章において「地域災害関連情報」という。）を収集するよう努めるものとする。

3 県民は、あらかじめ災害発生現象の態様及び地域災害関連情報に応じた適切な避難時期、避難場所、避難路及び避難方法並びに家族との連絡方法を確認しておくよう努めるものとする。

(自主防災組織への参加等)

第十二条 県民は、地域における防災に関する活動を円滑に行うため、自主防災組織を結成するとともに、その活動に積極的に参加するよう努めるものとする。

(避難行動要支援者からの情報の提供)

第十三条 避難行動要支援者は、自主防災組織、市町等に対し、あらかじめ避難等の支援を受ける際に必要な自らの情報を提供するよう努めるものとする。

(生活物資の備蓄等)

第十四条 県民は、食料、飲料水、医薬品その他の災害発生時等において必要となる生活物資の備蓄及び点検並びにラジオ等の情報収集の手段の確保に努めるとともに、避難の際に必要な物資を直ちに持ち出すことができるように準備しておくよう努めるものとする。

2 県民は、災害を未然に防止し、及び災害発生時の被害の拡大を防止するために必要な消火器その他の資機材を整備するよう努めるものとする。

(建築物の安全性の確保等)

第十五条 建築物の所有者は、当該建築物について、耐震診断及びその結果に基づく耐震改修等の適切な措置を実施するよう努めるものとする。

2 県民は、家具、窓ガラス等について、災害発生時の転倒、飛散等を防ぐための措置を実施するよう努めるものとする。

3 ブロック塀、広告板その他の工作物及び自動販売機（以下この項において「工作物等」という。）の設置者は、当該工作物等の適切な安全点検及び維持管理の実施に努めるとともに、耐震性を確保するために必要な措置の実施に努めるものとする。

第二節 事業者の役割

第十六条 事業者は、災害発生時における来所者、従業者及び周辺地域住民等の安全の確保並びに事業を継続するための計画の策定及び計画を実施するための体制の整備に努めるものとする。

2 事業者は、防災に関する訓練及び研修を積極的に実施するよう努めるとともに、自主防災組織、県及び市町が実施する訓練及び研修に参加し、又は従業者を参加させるよう努めるものとする。

第三節 自主防災組織の役割

(防災意識の啓発等)

第十七条 自主防災組織は、地域における防災意識の啓発及び高揚を図るための防災に関する訓練及び研修の実施に努めるとともに、県、市町等が行う防災に関する訓練及び研修への積極的な参加に努めるものとする。

(地域災害関連情報の確認等)

第十八条 自主防災組織は、県、市町等が提供する災害及び防災に関する情報を活用し、及び地域災害関連情報を確認し、あらかじめ災害発生現象の態様及び当該地域災害関連情報に応じた適切な避難時期、避難場所、避難路、避難方法等を把握するよう努めるものとする。

2 自主防災組織は、前項の規定により把握した情報その他の防災に関する情報を掲載した地図の作成及びその周知に努めるものとする。

(避難行動要支援者の支援等)

第十九条 自主防災組織は、避難行動要支援者の避難等の支援を円滑に行うため、市町、民生委員児童委員（民生委員法（昭和二十三年法律第百九十八号）に定める民生委員及び児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）に定める児童委員をいう。第四十三条において同じ。）等と連携し、あらかじめ地域における避難行動要支援者に関する情報を把握するよう努めるものとする。

2 自主防災組織は、前項の規定により把握した避難行動要支援者に関する情報の漏えい及び目的外利用を防止し、当該情報を適正に管理するものとする。

3 自主防災組織は、避難行動要支援者が行う災害予防対策の支援に努めるものとする。

(避難情報への対応の準備)

第二十条 自主防災組織は、避難情報が発令された場合に避難が円滑に行われるよう、あらかじめ市町と役割分担について協議し、及び構成員の役割分担を設定しておくよう努めるものとする。

(物資の備蓄等)

第二十一条 自主防災組織は、初期消火、負傷者等の救出救護その他の災害発生時の応急的な措置に必要な物資及び資機材の備蓄、整備及び点検の実施に努めるものとする。

第四節 県及び市町等の役割

(防災意識の啓発等)

第二十二条 県及び市町は、自主防災組織及び関係機関と連携し、県民等に対する防災意識の啓発及び高揚並びに災害及び防災に関する知識の普及に努めるものとする。

(学校等における防災に関する教育の実施)

第二十三条 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校（第三十八条第一項及び第四十七条において「学校」という。）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園（第四十七条において「幼保連携型認定こども園」という。）及び児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所（第四十七条において「保育所」という。）の設置者又は管理者は、幼児、児童、生徒及び学生に対する防災に関する教育の実施に努めるものとする。

（防災訓練等の実施）

第二十四条 県及び市町は、県民、事業者、自主防災組織及び国その他の関係機関と連携し、防災に関する訓練及び研修を実施するよう努めるものとする。

（災害に関する情報の提供等）

第二十五条 市町は、地域災害関連情報及び適切な避難時期の判断に必要な情報を住民に提供するよう努めるとともに、災害想定区域、避難場所、避難路等災害に関する総合的な資料を図面に表示した地図（第三十九条第一項において「ハザードマップ」という。）の作成及び住民への周知に努めるものとする。

2 県は、前項の規定による施策の実施を支援するものとする。

3 県及び市町は、災害状況を記録し、公表するものとする。

（自主防災組織への支援）

第二十六条 市町は、自主防災組織の結成及び活動の支援に努めるものとする。この場合において、自主防災組織の結成を目指す者及び自主防災組織の中心となって活動する者の育成について特に配慮するものとする。

2 県は、前項の規定による施策の実施を支援するものとする。

（避難行動要支援者の支援体制の整備）

第二十七条 市町は、避難行動要支援者の把握に努めるとともに、自主防災組織及び民生委員児童委員協議会（民生委員法第二十条第一項に規定する民生委員協議会をいう。）その他の関係機関と連携し、避難行動要支援者の支援を行うための体制の整備に努めるものとする。

2 市町は、関係機関と連携し、福祉避難所（要配慮者のうち避難場所での生活において特別な配慮が必要な者を受け入れるための条件を満たす避難所をいう。）を確保するよう努めるものとする。

3 県は、前二項の規定による施策の実施を支援するものとする。

（災害ボランティアの活動環境の整備等）

第二十八条 県及び市町は、災害発生時に災害ボランティアの活動が円滑に実施されるよう、災害ボランティアの活動及びその支援を目的としている団体と、平常時から連携に努めるとともに、災害ボランティアの活動への参加に関する啓発及びボランティア活動を行うために必要な知識の普及に努めるものとする。

(避難計画の作成等)

第二十九条 市町は、自主防災組織と連携し、災害発生現象の態様及び地域の特性を考慮した避難計画を作成するよう努めるものとする。この場合において、早期に避難行動を開始することを求める避難準備情報等の発表等の基準、避難場所その他の避難のために必要な事項を明示するよう努めるものとする。

2 市町は、避難場所の運営について、あらかじめその所有者又は管理者及び自主防災組織と連携し、衛生、プライバシー保護その他の生活環境に配慮した行動基準を作成しておくよう努めるものとする。

3 市町は、自主防災組織及び関係機関と連携し、第一項の避難計画を住民に周知するよう努めるものとする。

(医療救護体制の整備)

第三十条 市町は、関係医師会と連携し、医療救護活動に関する計画の作成に努めるとともに、災害が発生した場合における医療救護体制の整備に努めるものとする。

2 県は、前項の医療救護体制を支援するため、災害拠点病院及び災害拠点精神科病院の指定、医薬品等医療資機材を確保するための体制の整備等広域医療救護体制の整備に努めるものとする。

(公衆衛生の確保のための体制整備)

第三十一条 県及び市町は、関係機関と連携し、感染症の発生の予防、まん延の防止その他の公衆衛生を確保するための体制の整備に努めるものとする。

(輸送体制の整備)

第三十二条 県は、緊急輸送路の指定、関係事業者等との協定の締結等災害発生時における備蓄物資等の輸送体制の整備に努めるものとする。

(他の地方公共団体等との連携体制の整備)

第三十三条 市町は、他の市町村等との間で応援協定等を締結するなど、連携して活動するための体制の整備に努めるものとする。

2 県は、他の都道府県等との間で広域的な連携に関する協定を締結するなど、迅速に被災地又は被災するおそれがある地域への支援を行うための体制の整備に努めるものとする。

(消防団及び水防団の充実等)

第三十四条 市町は、地域の防災対策において重要な役割を担う消防団及び水防団の組織の充実及び機能の強化に努めるものとする。

2 県は、前項の規定による施策の実施を支援するものとする。

(情報収集伝達体制の整備)

第三十五条 市町は、住民への災害及び避難に関する情報の提供並びに住民からの災害状況、住民の安否その他の情報の入手手段の整備及び確保に努めるものとする。

2 市町は、災害により、帰宅することが困難となった者及び移動の途中で目的地に到達することが困難となった者(第四十二条及び第四十五条においてこれらの者を「帰宅困難者」

という。)に対する必要な情報の提供体制の整備に努めるものとする。

3 県は、気象情報、被害その他の災害に関する情報（以下この項及び次項において「災害情報等」という。）の入手手段並びに災害情報等を市町及び関係機関へ提供するための手段を整備し、又は確保しておくものとする。

4 県及び市町は、あらかじめ報道機関との間で協定を締結するなど、災害情報等の提供体制の整備に努めるものとする。

（防災及び危機管理体制の整備）

第三十六条 県及び市町は、災害に迅速かつ的確に対応するための防災及び危機管理体制の整備に努めるものとする。

2 県及び市町は、職員に対する災害及び防災に関する知識並びに災害発生時等にとるべき行動の習得並びに防災意識の高揚を図るための訓練、研修等を実施するものとする。

（物資等の備蓄等）

第三十七条 県及び市町は、災害の発生に備え、応急対策に必要な物資及び資機材の備蓄に努めるとともに、関係事業者との間で協定を締結するなど、物資等の調達体制の整備に努めるものとする。

（公共施設の整備）

第三十八条 県及び市町は、防災対策の拠点となる庁舎、消防署、警察署等の施設及び避難場所として使用される学校等の施設について、計画的な耐震化の推進に努めるものとする。

2 県及び市町は、道路、公園、河川、港湾、砂防施設等について、防災上の観点から、定期的な点検及び計画的な整備に努めるものとする。

第三章 災害応急対策

第一節 県民の役割

（避難の実施）

第三十九条 県民は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害に関する情報に留意し、ハザードマップ及び第十八条第二項の地図の活用等により自ら必要と判断したとき又は避難情報の発令があったときは、速やかに、かつ、互いに助け合い、避難するよう努めるものとする。

2 避難場所を利用する者は、第二十九条第二項の行動基準に従い、互いに協力して共同生活を営むとともに、避難情報が解除されるまでの間、避難を継続するよう努めるものとする。

（車両使用の自粛等）

第四十条 県民は、災害発生時において、公安委員会又は警察官が行う車両の通行の規制その他の交通の規制を遵守するとともに、迅速な災害応急対策の実施の妨げとならないように車両の使用を自粛するよう努めるものとする。

第二節 事業者の役割

(来所者等の安全の確保)

第四十一条 事業者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、来所者及び従業員の安全を確保するとともに、自主防災組織等と連携し、周辺地域住民等の避難誘導、初期消火、負傷者の救出救護、災害に関する情報の収集及び提供等を行い、周辺地域住民等の安全を確保するよう努めるものとする。

(帰宅困難者対策への協力)

第四十二条 事業者は、災害発生後の交通状況等を勘案し、必要に応じ、従業員への帰宅の一時見合せの呼びかけ等帰宅困難者の発生抑制に努めるものとする。

2 事業者は、事業所の周辺地域において帰宅困難者が発生しているときは、事業所の規模及び業態に応じ、一時的な避難場所の提供その他の支援に努めるものとする。

第三節 自主防災組織の役割

第四十三条 自主防災組織は、市町、民生委員児童委員等と連携し、地域住民の安否等に関する情報の収集及び伝達、避難誘導、初期消火、負傷者等の救出救護、給水及び給食等地域における災害応急に関する活動を実施するよう努めるものとする。

第四節 災害ボランティアの役割

第四十四条 災害ボランティアは、県、市町、自主防災組織等と連携し、被災者の生活支援等被災地において求められる災害応急に関する活動を実施するよう努めるものとする。

第五節 県及び市町等の役割

(情報の収集及び提供)

第四十五条 県及び市町は、速やかに、災害及び防災に関する情報を収集し、住民、自主防災組織、帰宅困難者等に対し、迅速かつ的確に提供するものとする。

(自主防災組織等の活動支援)

第四十六条 市町は、自主防災組織及び災害ボランティアによる防災に関する活動に必要な場所、情報等を提供するよう努めるものとする。

(学校等における児童等の安全の確保)

第四十七条 学校、幼保連携型認定こども園及び保育所の設置者又は管理者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、乳幼児、児童、生徒及び学生の安全の確保に努めるものとする。

(災害応急対策のための体制の確立等)

第四十八条 県及び市町は、避難、救助、医療等の災害応急対策を実施するための体制の迅速な確立及び当該対策の的確な実施に努めるものとする。

(市町への応援)

第四十九条 県は、市町からの応援及び応急措置の実施要請に対し、速やかに、対応するものとする。

第四章 復旧及び復興対策

第一節 県民の役割

第五十条 県民は、事業者、自主防災組織、災害ボランティア、県及び市町と協働して、自らの生活を再建し、地域社会を再生するよう努めるものとする。

2 県民は、循環型社会を形成する観点から、廃棄物の発生を抑制するよう努めるものとする。

第二節 事業者の役割

(雇用の場の確保等)

第五十一条 事業者は、事業の継続又は中断した事業の速やかな再開により雇用の場の確保に努めるとともに、国、県、市町等と連携し、地域経済の復興に貢献するよう努めるものとする。

(生活に不可欠な施設の復旧)

第五十二条 水道、下水道、電気供給施設、ガス供給施設、電気通信事業の用に供する施設等の設置者又は管理者は、相互に情報の共有を図りながら、速やかに、復旧対策を実施するよう努めるものとする。

第三節 自主防災組織の役割

第五十三条 自主防災組織は、地域における復旧及び復興対策の実施に協力するよう努めるものとする。

第四節 災害ボランティアの役割

第五十四条 災害ボランティアは、被災者の生活再建が円滑に行われるよう、災害ボランティアの活動の支援を目的としている団体、県、市町等と連携し、被災者の意向に配慮した支援を実施するよう努めるものとする。

第五節 県及び市町の役割

第五十五条 県及び市町は、大規模な災害後の復旧及び復興に当たっては、住民の参画を図りながら、公共施設の計画的な復旧を行うとともに、被災者の生活再建、地域経済の復興等に関する計画を策定するよう努めるものとする。

2 県及び市町は、被災者の意向も踏まえながら、国その他の関係機関と連携し、前項の計画に定めた復旧及び復興対策を円滑に実施するよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成二七年三月一六日条例第三号）

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則（令和三年七月一二日条例第一七号）

この条例は、公布の日から施行する。

10 広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動条例

〔 令和27年3月16日
 条例第1号 〕

広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動条例をここに公布する。

広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動条例

本県は、これまで広島県防災対策基本条例を制定し、県民が自らの身は自ら守る自助、地域の住民が互いに助け合い地域の安全を確保する共助、県、市町等が県民の生命、身体及び財産を守るために行う公助それぞれの役割分担と相互の連携の下、社会全体で減災に取り組む「防災協働社会」の構築を目指し、計画的な防災施設の整備及び防災意識の醸成等による防災対策を推進してきた。

災害による被害をより一層軽減するためには、県が防災・減災対策をこれまで以上に強力に推進していくことに加え、県民及び自主防災組織等が災害から命を守るために適切な行動をとることができるよう、自助、共助、公助が相互に連携し、一体となって取り組む必要がある。

そのため、「災害死をゼロにする」という新たな目標を掲げ、県民及び自主防災組織等が災害から命を守るために適切な行動をとることができるよう、県民、自主防災組織等、事業者、行政等が一体となって広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動に取り組むことにより、災害に強い広島県の実現を目指す。

(目的)

第一条 この条例は、広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動（以下「県民総ぐるみ運動」という。）を展開することにより、減災の推進を図り、もって災害に強い広島県の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 災害 広島県防災対策基本条例（平成二十一年広島県条例第一号）第二条第一号に規定する災害をいう。
- 二 防災 広島県防災対策基本条例第二条第二号に規定する防災をいう。
- 三 減災 災害時の被害をできる限り軽減することをいう。
- 四 自主防災組織等 広島県防災対策基本条例第二条第四号に規定する自主防災組織その他の地域における活動を行う者の集まりをいう。
- 五 避難情報 広島県防災対策基本条例第二条第八号に規定する避難情報をいう。

(基本方針)

第三条 県民総ぐるみ運動は、県民及び自主防災組織等が次に掲げる行動目標を実現することができるよう、県民、自主防災組織等、事業者、市町及び県が災害対策基本法（昭和

三十六年法律第二百二十三号)、広島県防災対策基本条例及びこの条例の趣旨を踏まえて取り組むとともに、相互に連携し、及び一体的に推進するものとする。

一 次に掲げる災害から命を守るための行動目標

イ 地域において想定される災害の危険性及び災害の種類に応じた適切な行動をとるために必要な情報を知ること。

ロ 災害発生 of 危険性を察知すること。

ハ 自ら判断して災害の種類に応じた適切な行動をとること。

二 次に掲げる平常時から災害に備えるための行動目標

イ 災害及び防災について学ぶこと。

ロ 非常持ち出し品等の準備及び地域における人のつながりを強めることにより災害に備えること。

(県民の役割)

第四条 県民は、基本方針にのっとり、前条に規定する行動目標を実現することができるよう取り組むとともに、県民総ぐるみ運動に積極的に参画するよう努めるものとする。

(自主防災組織等の役割)

第五条 自主防災組織等は、基本方針にのっとり、第三条に規定する行動目標を実現することができるよう取り組むとともに、県民総ぐるみ運動に積極的に参画するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第六条 事業者は、基本方針にのっとり、県民及び自主防災組織等が第三条に規定する行動目標を実現することができるよう、県民総ぐるみ運動の積極的な推進に努めるものとする。

(市町の役割)

第七条 市町は、基本方針にのっとり、県民及び自主防災組織等が第三条に規定する行動目標を実現することができるよう、県民総ぐるみ運動の積極的な推進に努めるものとする。

(県の責務)

第八条 県は、基本方針にのっとり、県民及び自主防災組織等が第三条に規定する行動目標を実現することができるよう、県民総ぐるみ運動を積極的に推進するものとする。

2 県は、県民、自主防災組織等、事業者及び市町が相互に連携及び協働して取り組む県民総ぐるみ運動を総合的かつ計画的に推進するとともに、それぞれが積極的に県民総ぐるみ運動に参画し、又は推進することを促進するものとする。

(地域において想定される災害の危険性等を知る取組)

第九条 第三条第一号イに掲げる行動目標を実現するため、県民及び自主防災組織等は、あらかじめ、次に掲げる情報を収集することにより、地域において想定される災害の危険性及び災害の種類に応じた適切な行動を知るよう努めるものとする。

一 日常生活を営む地域における災害想定区域及び想定される被害等に関する情報

二 災害の種類に応じた避難場所、避難経路及び避難等の行動等並びに気象等に関する情報

2 県、市町及び事業者は、相互に連携し、及び多様な手段を講じることにより、県民及び自主防災組織等が前項に掲げる情報の意味及び収集の方法について知ることができるようにするとともに、当該情報の意味が理解されるよう努めるものとする。

(災害発生の危険性を察知する取組)

第十条 第三条第一号ロに掲げる行動目標を実現するため、県民及び自主防災組織等は、次に掲げる情報を速やかに収集することにより、災害発生の危険性を察知するよう努めるものとする。

一 雨量、河川の水位、注意報及び警報、土砂災害警戒情報等の情報

二 避難情報等の情報

2 県、市町及び事業者は、相互に連携し、県民及び自主防災組織等が災害発生の切迫性を確認することができるよう、前項に掲げる情報を迅速かつ確実に伝達するよう努めるものとする。

(自ら判断して災害の種類に応じた適切な行動をとる取組)

第十一条 第三条第一号ハに掲げる行動目標を実現するため、県民及び自主防災組織等は、第九条第一項及び前条第一項に掲げる情報に基づき自ら判断して、災害の種類に応じた避難等の行動及び地域の住民が互いに助け合う行動その他の災害の種類に応じた適切な行動をとるよう努めるものとする。

2 県、市町及び事業者は、相互に連携し、県民及び自主防災組織等が前項に規定する災害の種類に応じた適切な行動をとる上で必要となる知識及び避難等の行動等を習得するため、防災に関する研修及び訓練等を実施するよう努めるものとする。

(災害及び防災について学ぶ取組)

第十二条 第三条第二号イに掲げる行動目標を実現するため、県民及び自主防災組織等は、防災に関する研修及び訓練等へ参加し、地域において想定される災害の危険性及び災害発生の危険性を察知する方法並びに災害の種類に応じた適切な行動等について、平常時から学ぶよう努めるものとする。

2 県、市町及び事業者は、相互に連携し、県民及び自主防災組織等が前項に規定する地域において想定される災害の危険性等の知識を習得することができるよう、分かりやすい防災に関する研修の実施に努めるとともに、実践的な行動力を習得することができるような防災に関する訓練等を実施するよう努めるものとする。

(災害に備える取組)

第十三条 第三条第二号ロに掲げる行動目標を実現するため、県民及び自主防災組織等は、平常時から次に掲げる取組を行うとともに、地域における人のつながりを強めることにより、災害に備えるよう努めるものとする。

一 建物の耐震化、家具の転倒防止対策等の実施

二 懐中電灯その他の避難時に持ち出す非常持ち出し品等の準備

2 県、市町及び事業者は、相互に連携し、県民及び自主防災組織等が前項に掲げる取組を行うことができるよう、広報活動の充実等を通じてその推進に努めるとともに、地域の住民が互いに助け合う行動をとることができるよう、自主防災組織等の防災に関する活動の活発化の促進に努めるものとする。

(行動計画)

第十四条 県は、県民総ぐるみ運動の総合的かつ計画的な推進を図るため、行動計画を策定するものとする。

(推進体制)

第十五条 県は、県民総ぐるみ運動を総合的かつ一体的に推進するため、県民、自主防災組織等、事業者及び市町が参画した推進体制を整備するものとする。

2 県は、毎年度、当該年度の前年度における県民総ぐるみ運動に関する主な施策の推進状況について議会に報告するものとする。

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則（令和三年七月一二日条例第一七号）

この条例は、公布の日から施行する。

1 1 過去の主な災害の概況

発生日月	種別	気象値(広島)		人的被害		家屋被害			家屋被害			土被被害			農地被害			その他の被害		備考		
		最大風速 (m/s)	最低気圧 (hPa)	雨量 (mm)	死者 (人)	負傷者 (人)	行方不明 (人)	全壊 (戸)	半壊 (戸)	流失 (戸)	一部損壊 (戸)	床上浸水 (戸)	床上浸水 (戸)	非住家 (戸)	橋梁流失 (ヶ所)	道路損壊 (ヶ所)	堤防決壊 (ヶ所)	がけ崩れ (ヶ所)	流失 田 (ha) 畑 (ha) 田 (ha)		冠水 畑 (ha) 田 (ha) 畑 (ha)	船 (隻)
明治17. 8. 25	台風		970.6	74.6	181	60		1,554		8			286		1,716						412	被害詳細不明
17. 9. 7	"		991.0	102.7			47	33	282						86							"
24. 9. 14	"		23.6	980.3	55.2		117															"
26. 10. 14	"		23.5	990.5	146.0	128		20,281														"
28. 7. 24	"		27.1	990.6	43.1	5	98		228													112
29. 8. 18	"		14	969.1	36.9	1	312	161	2,584													
33. 8. 19	"		32.8	976.2	108.1	3	84	65	1,406	103	123											
35. 8. 10~11	"		12.4	985.3	63.6	90	43	189	222	134	917											
35. 9. 7~8	"		14.5	983.0	14.1																	
37. 4. 24~26	低気圧		8.7	1,007.9	183.9																	被害不明
38. 6. 2	地震					11		187														"
38. 8. 9	台風		15.8	996.7	140.2	不明																安芸灘 M 7. 6
38. 8. 9	"		8.7	994.9	51.1	"																
39. 10. 24	"		3.7	997.4	72.0	"																
41. 6. 22~23	"		18.1	999.7	252.3	"																
43. 9. 6	"		25.3	988.3	68.3	6	34															
大正3. 6. 3	"		19.4	990.2	45.3	3	9															
3. 8. 25~26	"		11.7	990.7	44.0	2	70															
3. 9. 14	"		16	973.0	33.8	2	62	197	31	17	10											
4. 9. 8~9	"		11.3	985.5	35.1		1															
4. 10. 7~8	"		5	1,006.0	47.0	不明																
6. 9. 14~15	"		14.9	963.4	183.2	3	30															
7. 7. 12	"		2.1	1,008.2	278.1	3	15	14														
8. 7. 1~4	梅雨		5.1	1,001.6	94.7	26	69															
9. 8. 14~17	台風		7.8	994.9	228.4	2	9															
9. 8. 21	"		4.8	1,000.7	203.2	8	15	14														
10. 6. 14~18	低気圧		6.9	1,001.0	31.2	2	24	5	2	273	755											
10. 7. 13	台風		4.6	988.3	439.2																	
12. 6. 20~22	"		2.7	1,002.0	167.6	10																
15. 7. 5~7	前線		2.5	1,012.4	355.7	49	32		242													
15. 9. 10~11	"		7.4	1,000.7	156.7	8	3															
昭和3. 6. 23~11	低気圧		7.6	986.2	56.1	8	2	49	33	7	101	1,975										
3. 8. 30	台風		7.8	994.9	228.4	2	9															
5. 8. 12	"		5.8	985.8	98.5		10	4														
8. 10. 20	"		12.6	983.7	91.6	12	425	265	14													
9. 9. 21	台風		16.4	1,000.0	294.9	7	4	26	74	12	148	3,703										
10. 6. 27~30	梅雨		12.3	984.4	25.9	4	13	4														
10. 8. 28	台風		27.5	997.6	46.8	2	1															
11. 7. 23	"		19.1	997.4	43.2		4															
12. 9. 11	"		15.8	1,003.5	411.0	11	6	39	46													
12. 6. 25~29	梅雨		8	1,003.3	138.2	1	6															
16. 7. 8~10	"		16.7	986.1	73.7																	
16. 7. 25~26	台風		18	979.6	2.9	1	3															
16. 8. 5	"		12.7	999.6	21.8	2																
16. 10. 1	"		28.2	984.7	39.6	24	91	155														
17. 8. 27	"		15.3	991.6	155.5	2	1	57	3													
17. 9. 21	"		8.3	997.7	477.8	46	52	157	175	15	1,846											
18. 7. 24	"		25.8	986.2	280.0	39	22	471	574	459	16,128											
18. 9. 20	"		29.5	978.8	74.4	2	23	58	163													
19. 9. 17	"		30.2	961.7	218.7	1,229	1,054	783	2,127	3,375	1,330											
20. 9. 17	"		15	989.5	258.6	11	6	32	34	4												
20. 10. 10	"		13.3	984.1	54.8	1	3	30	378													
21. 7. 29	"		17.5	1,005.2	124.3		2	10	7													
23. 8. 26~27	"		18.1	987.4	35.0	4	7	27	11													
24. 6. 21	"																					

発生年月日	種別	気象値(広島)		人的被害		家屋被害			家屋被害			家屋被害			土木被害			農地被害			その他の被害		備考			
		最大風速 (m/s)	最低気圧 (hPa)	雨量 (mm)	死者 (人)	負傷者 (人)	行方不明 (人)	全壊 (戸)	半壊 (戸)	流失 (戸)	一部損壊 (戸)	床上 浸水 (戸)	床上 浸水 (戸)	非住家 浸水 (戸)	橋梁流失 (ヶ所)	道路損壊 (ヶ所)	堤防決壊 (ヶ所)	がけ崩れ (ヶ所)	流失 田 (ha)	流失 畑 (ha)	冠水 田 (ha)	冠水 畑 (ha)		鉄道 (ヶ所)	船 (隻)	
25. 9. 14	"	28.1	990.3	144.4	1	1	66	403	3	1	1	1	1	29	141	174	17	17	1	23	キヌヤ台風	1	23	3,595		
26. 7. 1~2	"	14.2	995.6	16.0	1	1	5	1	1	1	1	1	10	31	386	97	6	1	46	1	19	ケイト台風	4	3		
26. 7. 7~15	梅雨	14.5	998.7	482.6	10	10	17	48	3	23	209	4,511	23	31	366	97	317	20	8	4,183	299	4	3			
26. 10. 15	台風	33.9	996.0	189.8	132	361	716	1,267	350	1,679	5,726	17,863	2,291	554	3,039	697	487	3,470	1	1,568		15	1,371	1,568		
27. 7. 1~2	梅雨	13	994.1	148.9	1	1	4	13	1	1	272	2,220	10	74	428	114	210	5,439	49	5,626	278	2	2			
27. 7. 8~11	"	5	1,004.4	167.3	13	16	6	35	6	18	231	2,805	8	65	341	43	361	144	44	3,344	31	2	1			
27. 7. 29~30	前線	7.6	1,006.2	17.5	11	20	4	6	5	53	138	198	12	114	163	40	37	26	5	513	16					
28. 6. 4~7	台風	13.2	996.4	239.7	2	2	13	13	1	13	58	909	10	42	171	117	134	27	1	1,662	145	9	9			
28. 6. 25~28	低気圧	7.4	1,000.1	234.0	1	2	3	7	14	503	3	8	28	39	139	139	5	52	761	1,712	3,150	6	6			
28. 7. 16~25	梅雨	9.4	1,003.3	181.8	1	1	3	3	1	2	77	3,172	44	119	253	253	972	208	249	1,572	3,462	14	14			
28. 9. 22~25	台風	18.4	990.5	99.4	1	1	46	214	8	447	8,359	27,487	205	6	139	139	5	52	761	1,712	3,150	1	1			
29. 9. 13~14	"	26.2	970.5	33.1	7	28	139	140	10	2,203	1,248	8,473	283	25	7	6	14	7	4	152	231	118	118	1,118		
29. 9. 26	"	15.5	970.0	100.1	7	28	1	1	1	2	123	2	2	7	6	6	14	6	731							
30. 7. 5~7	梅雨	29.2	985.4	41.0	1	9	7	33	3	51	1,648	9,128	58	1	87	46	3	139	126	3	8	ルイス台風	3	3		
30. 9. 29~30	台風	14.2	1,003.1	84.2	1	1	1	1	1	2	407	1,209	2	2	3	3	3	55	27							
30. 10. 3~4	"	8.2	1,005.7	282.2	1	7	14	13	13	53	1	77	8	1	16	1	1	266	20							
31. 8. 17	台風	28.6	989.4	36.2	1	7	1	1	1	13	1	1	8	1	8	14	1	1	8	17	1	5	パラス台風	2		
31. 9. 10	"	30.2	990.1	1.6	1	1	1	1	1	13	1	1	8	1	8	14	1	1	8	17	1	5	パラス台風	2		
32. 6. 24~27	前線	8.4	997.5	164.0	4	2	1	6	1	4	16	1,073	7	7	11	9	32	1	223	41						
32. 7. 1~5	梅雨	32.7	1,001.7	251.7	1	3	6	7	6	9	51	2,396	7	317	87	57	78	112	3	1,035		1	1			
33. 7. 1~3	"	8.4	1,001.7	251.7	1	3	6	7	6	9	51	2,396	7	317	87	57	78	112	3	1,035		1	1			
33. 8. 1~13	前線	8.7	994.9	94.9	2	2	1	1	1	4	96	2,473	7	317	87	57	78	112	3	983	507	1	1			
34. 7. 13~14	台風	16.9	995.2	101.6	2	2	1	6	1	7	13	216	5	4	33	8	26	26	336	108						
34. 9. 26	台風	26.1	985.2	44.5	2	2	7	4	1	9	2	45	11	3	23	6	1	3	3							
35. 6. 21~24	梅雨	19.6	995.2	169.4	1	1	2	2	2	2	3	3	25	1	15	15	30	1	102							
35. 7. 7~8	"	8.9	999.2	144.2	18	27	39	48	3	88	763	8,081	25	164	645	267	495	729	9,428	1,794	16					
36. 9. 16	台風	21.8	975.3	43.0	1	5	2	2	1	1	3	3	3	8	8	2	7	3								
37. 6. 9	"	4.8	37.2	37.2	1	5	2	1	1	4.8	2	2	2	3	3	2	7	3								
37. 7. 1~6	梅雨	9.5	1,003.5	377.9	13	6	10	16	16	45	62	4,888	20	23	157	36	356	4,389	291							
38. 1~3	大雪	-	-	-	7	22	64	73	66	66	66	66	66	66	150	14	14	21								
38. 5. 8~11	前線	7.3	191.1	191.1	1	1	1	3	1	1	23	2	1	1	71	14	14	69								
38. 7. 10~11	梅雨	8.1	106.5	106.5	2	3	4	7	5	164	922	6	37	426	410	922	61	599								
38. 7. 27~28	前線	-	-	-	2	2	2	2	2	73	548	8	6	209	105	177	30	102								
38. 8. 9~11	台風	17.9	990.2	292.2	3	3	8	3	5	13	188	8	6	209	105	177	30	102								
39. 9. 24~27	梅雨	9.7	992.6	38.4	7	20	5	13	5	47	4,264	7	230	328	328	328	328	332	9,428	1,794	16					
40. 5. 26~27	前線	7	992.8	141.0	2	1	1	1	1	3	3	3	4	28	14	16	1	10								
40. 6. 18~21	梅雨	5.7	1,002.1	290.3	17	28	33	82	53	4,353	34,741	85	85	397	1,077	1,077	154	154								
40. 7. 22~23	梅雨	6.7	998.8	118.2	14	12	35	74	35	144	2,160	81	81	710	1,080	1,080	58	58								
40. 9. 15~17	台風	15	992.4	151.6	1	1	1	1	1	3	3	3	3	38	38	38	38	38								
42. 7. 7~9	梅雨	6	1,001.9	198.5	159	231	532	701	643	4,898	32,910	157	112	2,383	2,383	2,383	74	19								
44. 6. 28~7. 8	"	999.6	491.0	491.0	7	21	23	37	133	595	10,037	18	14	2,100	1,459	317	44									
45. 8. 15	台風	28.3	996.0	50.0	3	9	11	31	186	882	562	93	39	1,512	527	39	39	3,908	ha							
45. 8. 18	前線	9.3	18.5	18.5	6	3	5	8	3	4	52	2	2	39	39	39	39	39								
45. 8. 21	台風	21.3	976.2	43.5	4	54	173	823	14,001	629	10,075	108														
46. 4. 27~28	大火	6.5	-	-	18																					
46. 7. 1	梅雨	1,000.4	8.5	8.5	1	3	1	3	1	11	512	12	17	606	12	12	796ha	361ha								
46. 7. 16~24	大雨	1,001.0	177.0	177.0	5	11	12	22	18	385	4,534	12	12	855	87	87										
47. 7. 9~14	梅雨	6.5	1,002.0	244.5	35	105	349	2,170	486	5,169	11,031	189	147	7,470	1,073	1,073	6,242	1,073	1,073	1,073	1,073	189	189	1,477		
47. 8. 20~21	低気圧	9.5	1,005.7	206.0	2	9	16	19	60	512	4,950	332	332	5,696	8,703	1,220	260	260	354	354	354	18	18	354		
47. 9. 8~9	熱低	8.5	1,006.4	75.0	2	12	40	46	69	324	8,278	38	38	68	71	71	68	68								
48. 7. 2	不安定	9	36.5	36.5	1	1	11	14	9	172	117	25	25	1,675	117	117	38	38								
48. 7~8	干ばつ	-	-	-																						
49. 9. 1~2	台風	15	980.8	36.0				3	15	80	2,478			503												
49. 9. 7~9	"	9.8	1,006.1	175.5	1	1	1	1	6	295	6	295	6	295	582											
50. 8. 16~18	"	12.5	991.0	97.5				5	8	82	2,156			877												

発生年月日	種別	気象値(広島)			人的被害			家屋被害			家屋被害			土木被害			農地被害			その他の被害			備考					
		最大風速 (m/s)	最低気圧 (hPa)	雨量 (mm)	死者 (人)	負傷者 (人)	行方不明 (人)	全壊 (戸)	半壊 (戸)	流失 (戸)	一部損壊 (戸)	床上 浸水 (戸)	下 浸水 (戸)	非住家 (戸)	橋梁流失 (ヶ所)	道路損壊 (ヶ所)	堤防決壊 (ヶ所)	がけ崩れ (ヶ所)	流失 (ha)	田 (ha)	畑 (ha)	冠水 (ha)		畑 (ha)	田 (ha)	畑 (ha)	鉄道 (ヶ所)	船 (隻)
51. 9. 8~13	台風・前線 大規模森林野 火災	21.5	998.8	224.5	16	29	29	35	123	321	6,353			3,201				田68.72ha 畑12.84 ha						40		台風17号と前線による大雨 江田島町焼失面積1,004.59ha 台風第18号		
53. 6. 1~3	台風	19.4	991.4	10.5	4			25	115	303	3,730			564				田11.2 ha 畑0.02 ha						1		台風第18号		
54. 6. 26~7.2	台風			379.0	1	5		5	93	152	3,201			18			494						31					
55. 7 ~ 9	異常低温・ 日照不足																											
56. 1 ~ 3	豪雪				1	1		1																			56豪雪	
57. 7.13~17	梅雨			505.0	4	11		2	55	22	902			4			62						50			江田島町、呉市で山、がけ崩れ		
57. 8.23	雷雨			300.0	6	2		3	14	166	1,580			3			348						15				広島西部における雷雨	
58. 9.26~28	梅雨			252.0	2	2		4	1	175	1,816			4			141						8			昭和58年7月豪雨		
58. 9.26~28	台風・前線			38.0	2	3		5	14	73	538			19			66						4			台風第10号		
59. 3.11~14	林野大火			272.0	1	1		1	16	12	438			1			72									宮島町麓浦焼失面積252ha 梅雨前線による大雨		
60. 6.21~7.6	梅雨			767.0	2	3		6	56	441	3,119			12			2,731						75					
61. 5. 7	豪雪				1	1																					福山市	
61. 6.15~7.20	梅雨			605.0				1	1	10	226			2			566						9				双三郡三和町	
61. 6.24	竜巻							1	5																		落雷による停電78,000戸	
62. 6.8~7.26	梅雨			619.0				3	3	16	153			2			195						2			台風第12号		
62. 8.30~31	台風			991.9	0.0			26																			台風第12号	
62. 10.16~17	台風			986.9	59.0			3									11										台風第19号	
63. 7.20~21	梅雨				14	11		38	20	72	469			2			219						21			33	加計町、戸内町、筒賀村	
平成1. 7.12~7.13	梅雨			97.5						1	158			2			243						2				吉田町焼失面積250ha	
1. 8.26~8.27	台風			49.5	1			1		66				2			355						1				福山市、東広島市	
2. 8.22	台風			90.5	1	6		1	29	2	177						103						3				福山市、尾道市、福山市	
2. 9.12~10.24	長雨																											東広島市、三次市、広島市、向島町
3. 7. 4~7. 5	梅雨			179.0				1	25	2	40			1			640						3				三原市、尾道市、福山市	
3. 9.27~9.28	台風			970.2	6	49		50	442	3,005	9,162			2			169						88				688	福山市
4. 8. 8	梅雨			110.0		1				29	476			2			303						2				福山市	
5. 4.17~21	大規模 林野火災																											吉田町焼失面積250ha
5. 6.28~7. 5	梅雨			142.0	4	1		1	14	5	285			3			619						4				福山市、東広島市	
5. 7.26~7.27	台風			276.0		3		11	8	54	713			9			1,180						12				福山市	
6. 8.11~20	大規模 林野火災																											竹原市焼失面積352ha
7. 7. 2~7. 5	梅雨			310.0	1	2			6	33	972			4			434										竹原市、福山市	
10. 10.17~18	台風			981.0	3	2		3	16	105	911			9			648						7				竹原市	
11. 6.23~7. 3	梅雨			446.0	32	59		101	68	1,284	2,763			29			1,274						62				3,629広島土砂災害	
11. 9.23~24	台風			960.0	5	60		2	1,295	141	1,033			2			175						66				平成12年鳥取県西部地震	
12. 10. 6	地震								17														1				平成13年茨城予地震	
13. 3.24	地震				1	193		65	36,545								284						7				広島市、呉市	
14. 8.10~8.11	大雨			102.0	3	1		1	3	13	110																瀬戸田町焼失面積391ha	
16. 2.14~2.23	大規模 林野火災																											瀬戸田町焼失面積391ha
16. 8.30~31	台風			970.0	9	9		1	88	1,379	5,799			18			55						20				福山市	
16. 9. 7	台風			965.0	5	147		27	16,582	860	3,128			69			125						584				福山市	
16. 9.29	台風			980.0	91.0	6		224	2					1			5						19				福山市	
16. 10.19~21	台風			955.0	221.0	30		7	408	10				22			11,02						3				福山市	
17. 7. 1~4	大雨			189.0		2		3	21	758	94						23,77						65				梅雨前線による大雨	
17. 9.5~11	台風			970.0	388.0	13		7	135	240	1,741			6			278						65				梅雨前線による大雨	
17. 12.16~31	大雪				3	24		1	236																			福山市
18. 1. 1~5.10	大雪				1	15		2	818																			強い冬の気圧配置による大雪
18. 6.12	地震					4			2																			大分県西部地震
18. 9.16~20	台風			965.0	313.0	1	7	4	3	76	419			9			214						14				福山市	
19. 7.14	台風			965.0	144.0	1		8	2																		福山市	
19. 8. 2~3	台風			975.0	158.0	1				1	113						2										福山市	
20. 8.29~30	大雨			135.0		1			1	81	702						23											福山市

12 広島県の自然的条件

○地勢

地帯構造の上からいえば、中国地方は西日本内帯に属し、山地は一般に低く、起伏も緩やかである。また、地形構造はわりあい単純であり、中央よりやや北に偏して東西に走る脊梁山地と、その両側に広がる高原状の低山地からなり、海岸には極めて小規模の平野が見られるにすぎない。

中国地方の中央部にあってその南斜面を占める広島県は、上述の中国地方の一般的特性を典型的に示し、県内のほとんどは低い山地によって占められ、江の川の本・支流と太田川、芦田川の下流に見られる平野部もいたって狭い。

広島県の南部が面する瀬戸内海は、日本の典型的な沈水海岸の景観を示しており、大小多数の島々が浮かび、海岸線は屈曲に富んでいる。

○地形特性

(1) 地形の規則的な配列

主たる地形の配列は脊梁山地方向であるが、これと斜行又は平行する北東－南西方向の直線的な谷・山列が特に広島県西部において発達する。また、西北西－東南東方向の直線谷もよく発達し、北東－南西方向の構造と組み合って菱形模様の地形単元をつくっている。

これらの規則的な地形配列は、古い地質時代の断層構造線が侵食されて形成されたものであるが、こうした断層構造線のうち、活断層であることがほぼ確実であって、比較的活動度が高いとみられるものとして、本県西部の岩国－五日市断層帯が知られている。

(2) 四段の階段状山地

中国地方には侵食小起伏面（平地であった所が侵食から取り残された地形で、高原や山頂平坦面として分布する。）がよく発達し、本県では、脊梁山地（海拔 1,000m 以上）、吉備高原面（同 600～700m）、世羅台地面（同 350～450m）及び瀬戸内面（同 250m 以下）の四段が認められる。

(3) 花崗岩地形の発達

県内には花崗岩類が広く分布する。花崗岩類は、他の岩石に比べて一般に風化・侵食されやすく、侵食小起伏面や山麓緩斜面など特徴ある地形を生じている。岩がごつごつと露出する急斜面と、その下方になだらかに広がる斜面との対照的な景観は、瀬戸内海の島々の特徴であるが、前者が古生層・流紋岩であるのに対し、後者は粗粒の花崗岩であることが多い。

○広島県の自然史

日本列島の帯状構造は二畳紀後半から三畳紀に造られたものといわれ、中国地方の骨格もこの頃生成された。中生代白亜紀の大規模な火成活動（花崗岩、流紋岩等の貫入・噴出）の後、長期にわたって陸上侵食を受け、平坦化が進んだが、新生代第三紀中頃の日本海の生成以降、南からのフィリピン海プレートによる南北圧縮、東からの太平洋プレートによる東西圧縮の影響により、中国地方は波状に変形しながら隆起し、脊梁山地の上昇と三次・庄原盆地及び瀬戸内海の相対的沈降が生じた。

第四紀（約 200 万年前）以降は、氷河性海水準変動による影響がこの曲隆運動に加わり、現在の広島県の地形が形成されていった。

第四紀更新世ヴェルム氷期（約 1 万～7 万年前）には、海面は現在よりも最大で約 140m 低下

し、陸化した瀬戸内海はナウマン象やニホンジカの群棲する原野であった。

約1万年前からの完新世には、気候の温暖化により急激に海面が上昇して瀬戸内海が誕生した。本県の主要な都市部が位置する瀬戸内海沿岸のデルタ地帯は、この海面上昇の後に形成された沖積平野であって、未固結の砂泥が厚く堆積したものである。

○気候

本県は、北部では中国山地が東西に連なり、南部は瀬戸内海に面している。このため気候はおおむね温暖といえるが、気温・降水量とも南部と北部ではかなりの差異がある。

気温の年平均値は南部では15度前後、北部では約12度前後となっている。

1月の平均気温は低いところで氷点下1度、高いところでは6度であり、8月の平均気温は22度から28度となっている。1月・8月とも地域による差が大きい。

年間の降水量は、北西部の中国山地沿いで最も多く2,300～2,400ミリであるが、南東部に向かって次第に少なくなり、東部では1,100ミリ前後となっている。

1.3 広島県地震被害想定（令和7年10月）の概要

(1) 目的

- 本県で想定しうる最大クラスの地震による被害の全体像や被害規模を明らかにし、県や市町による防災・減災対策の基礎資料とする。
- 防災・減災対策による具体的な被害軽減効果を示すことにより、県民の防災・減災意識の向上を図る。

(2) 想定地震

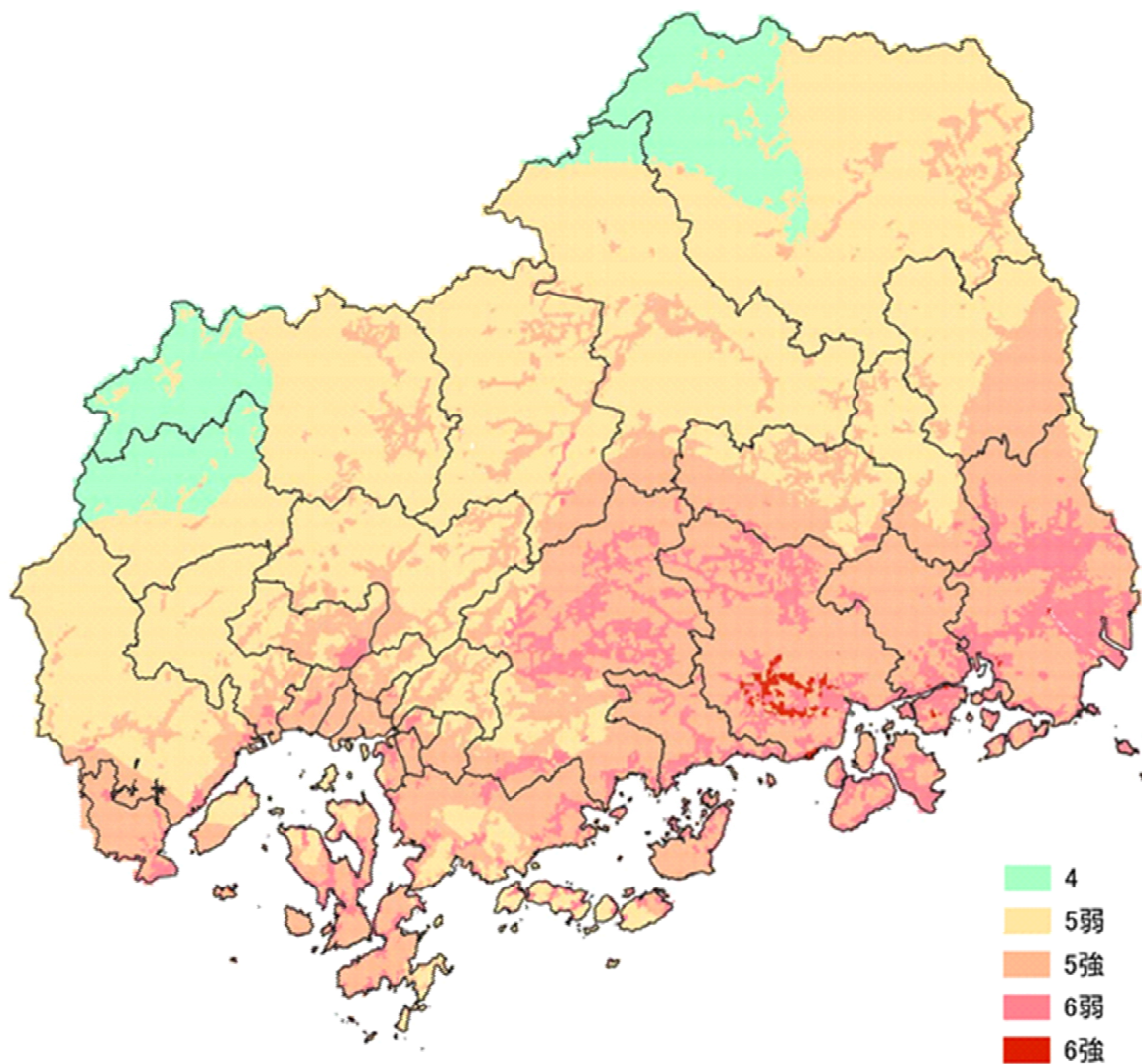
- 過去の地震被害想定成果や、国の地震調査研究推進本部が提示している長期評価の結果などを踏まえ、次のとおり選定
 - ① 海溝型地震のうち、発生した際に本県に及ぼす被害が甚大となる可能性が高い次の地震
 - ・ 南海トラフ巨大地震
 - ・ 安芸灘～伊予灘～豊後水道を震源域とする、日向灘及び南西諸島海溝周辺のプレート内地震
 - ② 主要活断層帯による地震のうち、発生した際に本県に及ぼす被害が甚大となる可能性が高い地震
 - ③ どこでも起こりうる直下の地震として、県内23の各市役所、町役場の所在地に震源位置を仮定した地震
- 想定地震一覧

想定地震		想定対象		想定マグニチュード	今後30年以内の発生確率		
		地震	津波				
①海溝型地震	1)南海トラフ巨大地震	○	○	9.0	60～90%程度以上		
	2)安芸灘～伊予灘～豊後水道	○	○	6.7～7.4	40%程度		
②主要活断層帯による地震	中央構造線断層帯	3)讃岐山脈南縁西部区間	○	○	8.0程度又はそれ以上	ほぼ0～0.4%	
		4)石鎚山脈北縁区間	○	○	7.3程度	0.02%以下	
		5)石鎚山脈北縁西部区間	○	○	7.5程度	ほぼ0～12%	
		6)伊予灘区間	○		8.0程度又はそれ以上	ほぼ0%	
		7) 3)～6)の4連動	○	○	—	不明	
		岩国～五日市断層帯	8)己斐断層区間	○	—	7.1程度	不明
			9)五日市断層区間	○	—	7.2程度	不明
	10)岩国断層区間		○	—	7.6程度	0.03～2%	
	11) 8)～10)の3連動		○	—	—	不明	
	12)安芸灘断層帯	○	○	7.2程度	0.1～10%		
	13)広島湾－岩国沖断層帯	○	○	7.5程度	不明		
	14)長者ヶ原－芳井断層	○	—	7.3程度	不明		
	15)筒賀断層	○	—	7.8程度	不明		
	③どこでも起こりうる直下の地震		○	—	6.9	—	

※ 中央構造線断層帯のうち、石鎚山脈北縁西部区間、伊予灘区間については、連動するものと仮定して津波計算を実施。
 ※ 想定マグニチュード、今後30年以内の発生確率は、地震調査研究推進本部の長期評価や中央防災会議の検討等による
 ※ 想定マグニチュードは、南海トラフ巨大地震のみモーメントマグニチュード(Mw)、これ以外は気象庁マグニチュード(Mj)

(3) 震度想定 (南海トラフ巨大地震)

ア 震度分布図



イ 市町別最大震度

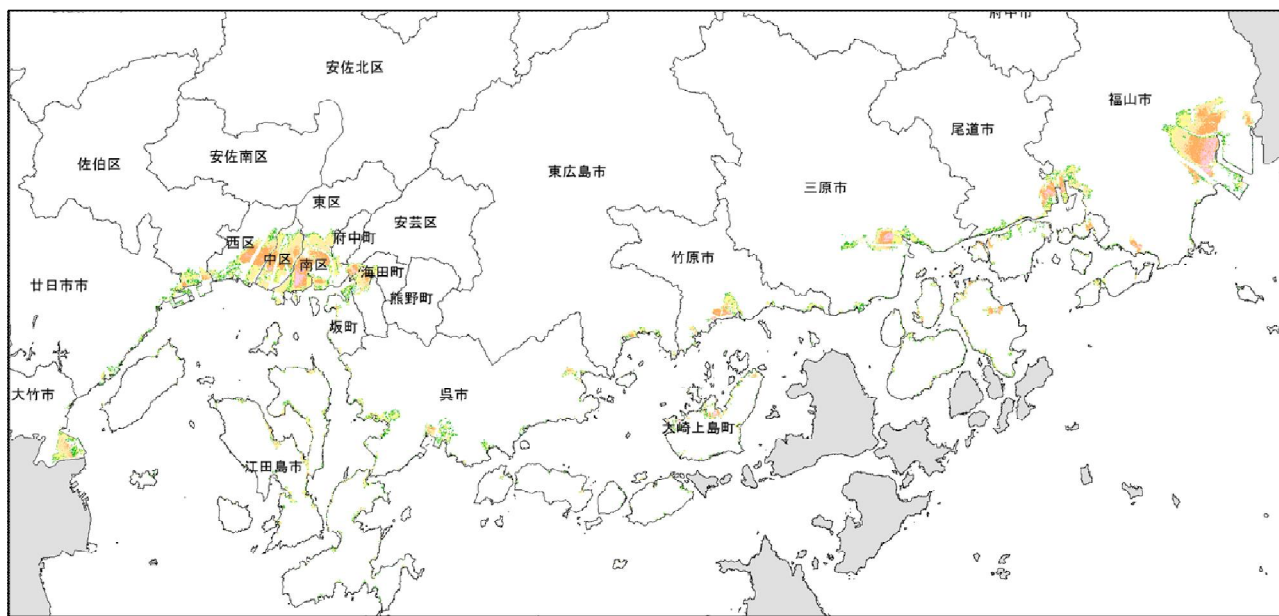
最大震度 6 強 : 三原市、尾道市、福山市、大竹市

最大震度 6 弱 : 広島市、呉市、竹原市、府中市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、
江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町、大崎上島町、世羅町

最大震度 5 強 : 三次市、庄原市、安芸太田町、北広島町、神石高原町

(4) 津波浸水想定

ア 浸水想定図



イ 最高津波水位、浸水面積等（南海トラフ巨大地震）

市町名	最高水位 (T.P) 【m】	津波の高さ 【m】	浸水面積 (浸水深 30cm) 【ha】
広島市	3.6	1.4	3,450
呉市	3.7	1.5	725
竹原市	3.3	1.2	357
三原市	3.3	1.2	574
尾道市	3.3	1.2	884
福山市	3.4	1.2	2,971
大竹市	3.3	1.3	338
東広島市	3.1	1.0	104
廿日市市	3.5	1.5	159
江田島市	4.0	1.8	427
府中町	-	-	64
海田町	3.6	1.4	231
坂町	3.6	1.4	83
大崎上島町	3.3	1.2	252

(5) 被害想定 (南海トラフ巨大地震)

被害想定項目		単位	県想定 (令和7年)	
建物被害 (全壊焼失)		棟	約 90,000	
	揺れ	棟	約 6,000	
	液状化	棟	約 45,000	
	津波	棟	約 38,000	
	その他(火災等)	棟	約 600	
人的被害		人	約 14,000	
	死者数	津波	人	約 13,000
		その他(建物倒壊等)	人	約 300
	災害関連死者数	人	約1,900~3,700	
ライフライン (最大)	上水道(断水人口)	人	約 69万	
	下水道(支障人口)	人	約 93万	
	電力(停電軒数)	軒数	約 12万	
	通信(不通回線数)	回線	約 7万	
生活支障	避難者数 (当日・1日後)	避難所	人	約 46万
		避難所外	人	約 27万
災害廃棄	災害廃棄物	トン	約 2,199万	
	津波堆積物	トン	約 721万	
経済被害	直接被害額(資産の物理的被害)	兆円	約 15.5	
	間接被害額(生産活動の低下)	兆円	約 3.2	

※ 地震動はいずれも陸側ケース。県想定(平成25年)は津波ケース①。県想定(令和7年)は津波ケース④。

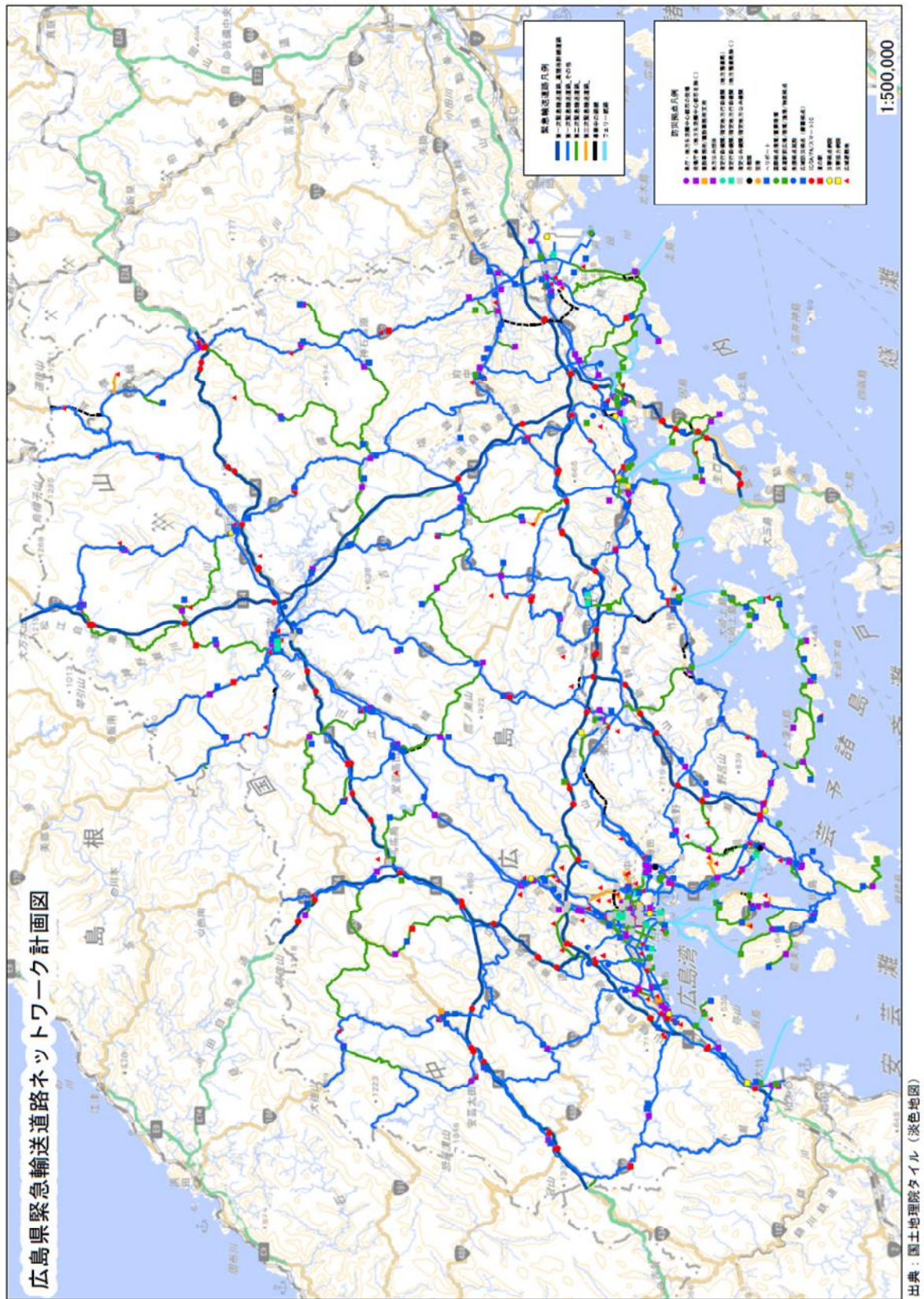
※ 端数処理による概算表記のため、内訳の計と合計が一致しない場合がある

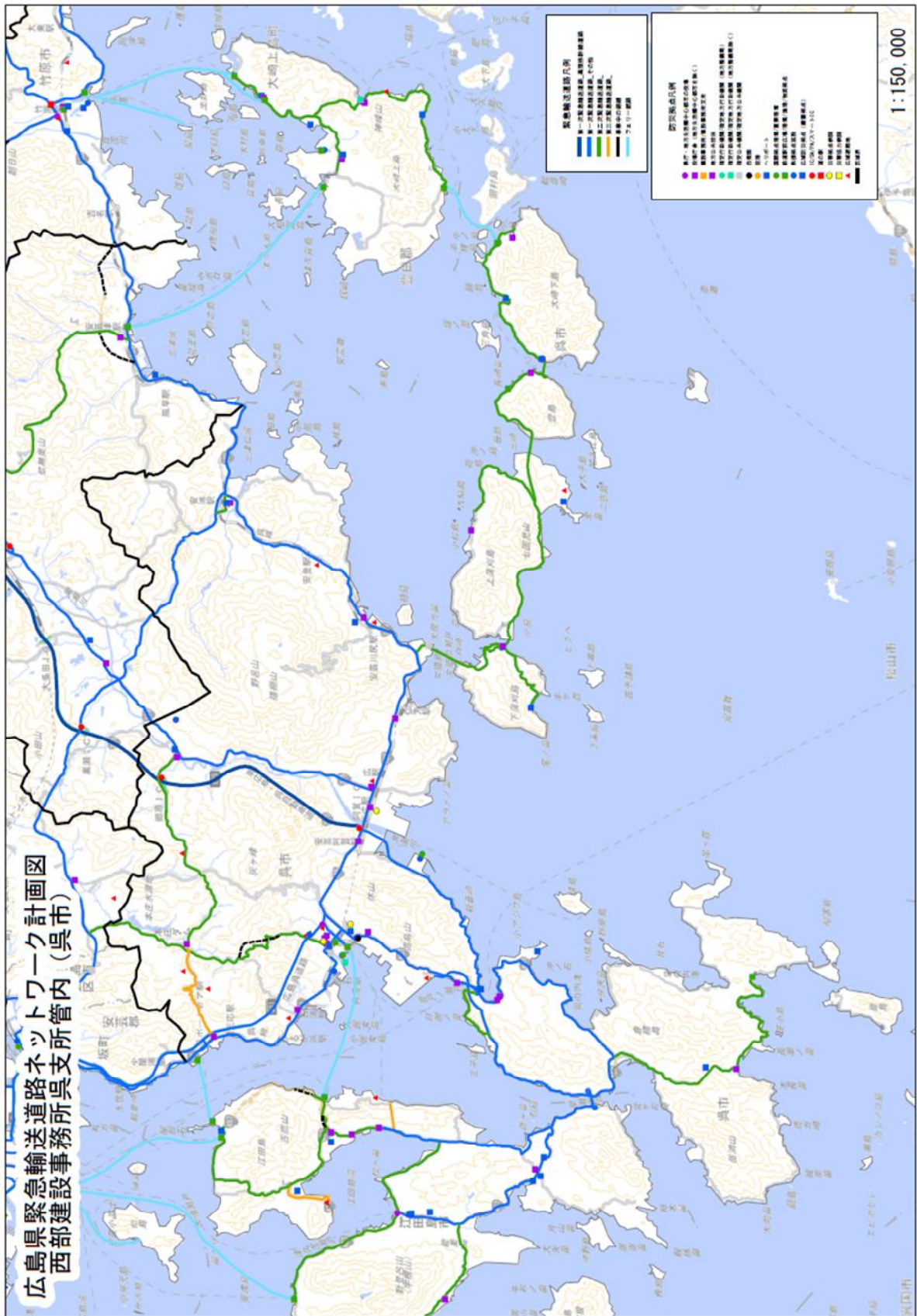
※ 液状化による建物被害は、倒壊のほか、外壁等傾斜1/20以上や床上1m以上の潜り込み等に該当するものを全壊判定

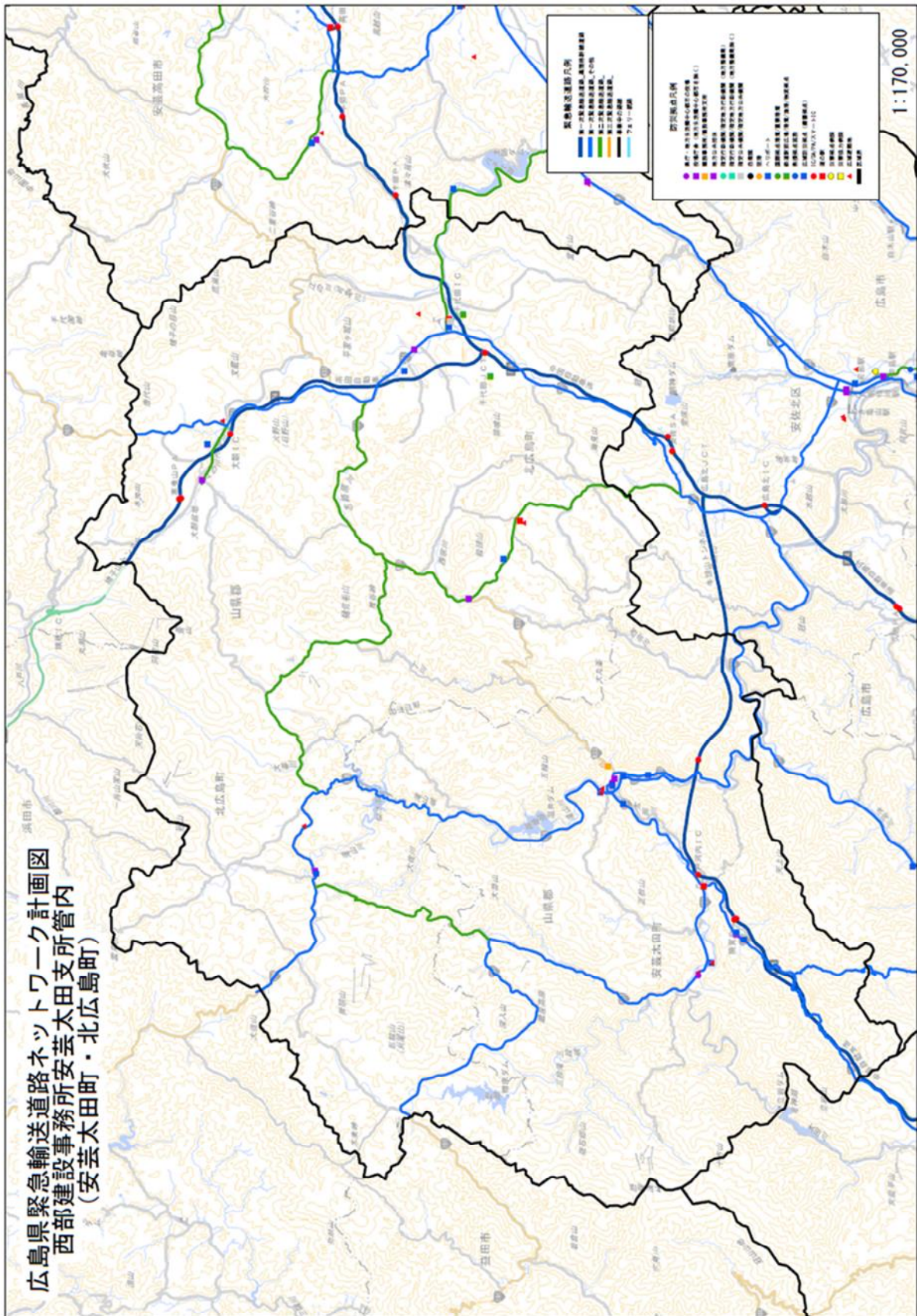
※ 津波による建物被害は、倒壊・流失のほか、外壁等傾斜1/20以上や床上1.8m以上の浸水等に該当するものを全壊判定

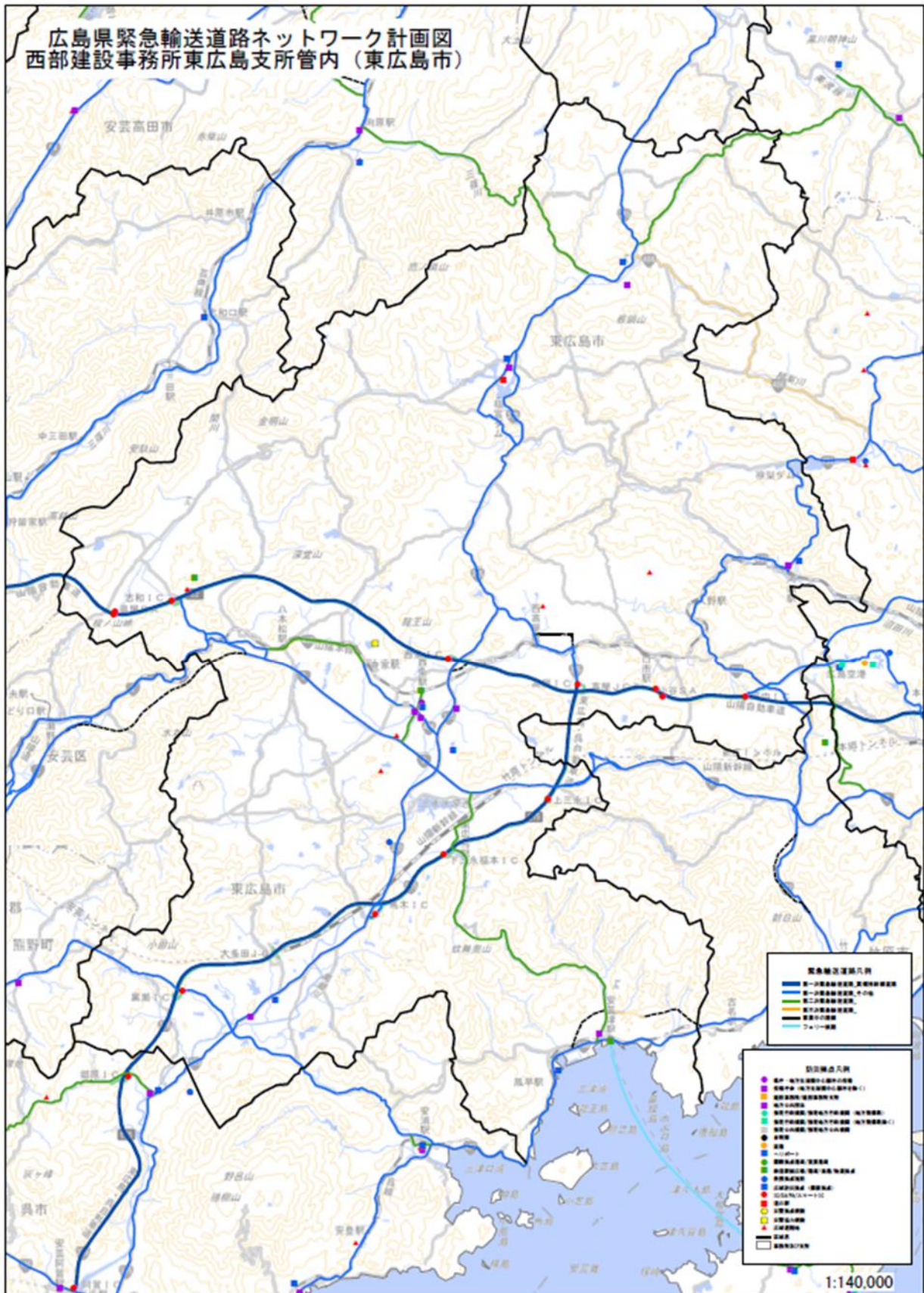
その他詳細は「広島県地震被害想定調査報告書 (R7.10)」を参照。

14 広島県緊急輸送道路ネットワーク計画図











出典：国土地理院タイル（淡色地図）

